

こころ あい かながわ  
心から愛せる神奈川をめざして

がい こく せき けん じん かながわ かいぎ だい 3 き  
外国籍県民かながわ会議（第3期）  
さいしゅう ほう こく  
最終報告

2004（へいせい 16）ねん 10 がつ  
2004（平成16）年10月

ねん がつ にち  
2004年10月29日

かながわけん ちじ まつざわ しげふみ さま  
神奈川県知事 松沢 成文 様

がいこくせきけんみん かいぎ  
外国籍県民かながわ会議  
いいんちよう きむ じよんふあ  
委員長 金正和

がいこくせきけんみん かいぎ だい き さいしゅうほうこく  
外国籍県民かながわ会議（第3期）最終報告について

わたくし だい き がいこくせきけんみん かいぎ くに ちいき めい いいん こうせい  
私 たち第3期外国籍県民かながわ会議は、14の国・地域の20名の委員により構成  
され、2002年11月にスタートしました。2年間の任期中に16回の会議のほか、6回の  
よび かいぎ よこはまやまてちゅうかがっこう けんがくかい おこな  
予備会議や横浜山手中華学校の見学会などを行いました。

かいぎ かいぎ かいぎ  
会議では、審議内容が多岐にわたるため、社会生活及び教育文化の2つの部会を設置  
し、身近な問題から国の法制度にかかわることまで、神奈川県に在住する外国籍県民  
として、日頃から感じていることを幅広く話し合いました。

ねん がつ ねん がつ かいぎ かいぎ かいぎ  
2003年11月には、NGOかながわ国際協力会議との合同会議を開催し、お互いの  
きょうぎないよう ほうこく いけん こうかん おこな  
協議内容を報告し意見交換を行いました。

ねん がつ かいぎ かいぎ  
また、2004年3月には、それまでの協議内容を提言素案としてまとめ、オープン会議  
かいさい さまさま かがた ひろ いけん き きょうぎないよう ふか  
を開催し、様々な方々から広く意見を聞くなど、協議内容を深めてきました。

ねん がつ かいさい だい  
さらに、2004年5月に開催されました「あーすフェスタかながわ2004」において、第  
1期、第2期及び第3期の委員の有志の皆さんと合同で「外国籍県民フォーラム」を  
かいさい がいこくせきけんみん かいぎ じっせき こんご かもうせい はな あ  
開催し、外国籍県民かながわ会議のこれまでの実績や今後の可能性について話し合  
ました。また、来場された学識経験者など多数の方々から貴重なアドバイスや意見  
を聞くことができました。

そして、この度、2年間にわたる協議の結果を最終報告としてとりまとめ、是非と  
も、施策化してほしい事項などについて提言しております。また、第1期及び第2期の  
ていげん とうりくみ ひつよう おも じこう いけん  
提言のうち、さらなる取組が必要と思われる事項についても意見としてまとめました。

わたくし しゅつしんこく ちいき ちが おな かながわけん す がいこくせきけんみん  
私 たちは、出身国・地域の違いがあっても、同じ神奈川県に住む外国籍県民と  
して、住みやすい神奈川を望む気持ちは皆同じです。これらの提言や意見を、県内に住  
む150を超える国・地域、14万9千人を超える外国籍県民の共通の願いとしてお聞き  
とど けんせい はんえい ごじんにょく ねが いた  
届けいただき、県政に反映くださるよう御尽力をお願い致します。

# 目 次

1	知事への提言 -----	1
(1)	提言の背景・経緯 -----	1
(2)	提言項目一覧 -----	2
(3)	重点的提言 -----	4
	○ 外国籍県民のための総合相談窓口の設置について -----	4
(4)	社会生活部会からの提言 -----	6
	○ 情報提供について -----	6
	○ 県政への参加について -----	6
	○ 地域交流の促進について -----	7
(5)	教育文化部会からの提言 -----	8
	○ 外国人学校について -----	8
	○ 生徒の進路に関する支援について -----	8
	○ 母語等の学習について -----	8
	○ 公文書の西暦表記について -----	9
	○ 多文化理解の推進について -----	9
2	第3期委員からの意見 -----	11
3	提言以外で協議・提案された事項 -----	13
4	さらなる取組を期待する第1期会議の提言 -----	15
5	さらなる取組を期待する第2期会議の提言 -----	18
6	会議活動状況 -----	23
7	参考資料 -----	29
	・ 県内外国人登録者数及び推移 -----	30
	・ 「外国籍県民フォーラム」の記録（あーすフェスタかながわ2004 -----	33
	実行委員会編）	
	・ 外国籍県民かながわ会議設置要綱 -----	43
	・ 外国籍県民かながわ会議運営要領 -----	46
8	委員名簿 -----	49

# 1 知事への提言

## (1) 提言の背景・経緯

県内の外国人登録者数は、年々増加し、2003年12月末現在では、14万9千人を超え、県民の約58人に1人が外国籍県民という状況になっています。そのような中、この外国籍県民かながわ会議は1998年に設置され、外国籍県民の意見を直接行政に述べるができるなど、行政参加の促進に向けて、非常に大きな役割を果たしております。また、川崎市が設置している外国人市民代表者会議など、同じような外国人のための会議が日本各地に設置されており、多文化共生社会への施策は、全国に広まっています。

そして、かながわ国際施策推進指針では、「外国籍県民とともに生きる地域社会づくり」を基本目標の一つに掲げ、「外国籍県民の人権が保障され、地域で安心して生き生きとくらすよう、県民、NGO・NPO、市町村などと連携し、外国籍県民とともに生きる地域社会づくりに取り組みます」と明記されています。さらに、「外国籍県民とともに生きるしくみづくり」、「外国籍県民がくらしやすい環境づくり」が施策の方向として位置づけられています。

私たちは、第1期、第2期で協議された課題を念頭に置きながらも、まずはどんなことが問題であるか意見交換を行うことから協議を始めました。そして、協議を進めている過程において、第3期でも第1期、第2期と同様に、外国籍県民が抱える問題は多岐に渡ることが判明しました。本来、人が生活していく上で必要なものは、住居、医療、教育、就業、福祉、法律などが基本となりますが、当然のことながら外国人にとっても日本人と同様に、これらは必要不可欠であることは言うまでもありません。そして、現在、私たち外国籍県民がかかっている問題は、まさしくその基本となる住居、医療、教育、就業、福祉、法律などに関することであり、第3期ではその中からいくつか絞って協議を行いました。詳細につきましては、提言の中で述べておりますが、私たちが求めているものは、生活していく上で必要となる基本的なことに過ぎません。

日本における外国人問題が、単に外国人の問題ではなく、実は日本人自身の問題であるように、神奈川における外国人問題も、同様に神奈川県民自身の問題であることは明白であります。このことから、私たちがここに取り上げました課題は、日本人にとっても住みやすい神奈川につながるものであり、日本人、外国人にかかわらず、「心から愛せる神奈川をめざして」、委員全員で協議し合い提言としてまとめました。

なお、提言の中には、県だけでなく、国や市町村の施策に関連するものも多く含まれていますが、その趣旨をご理解いただき、少しでも課題の解決が図られるよう、国や市町村に私たちの考えを伝えていただきたいと思います。

## (2) 提言項目一覧

### ● 重点的提言

#### ○ 外国籍県民のための総合相談窓口の設置について

提言1 外国籍県民などによる外国籍県民のための総合相談窓口を設置する。  
提言2 県や市町村、関係諸機関は総合相談窓口の情報提供を行い、総合相談窓口の情報提供機能を支援する。

### ● 社会生活部会からの提言

#### ○ 情報提供について

提言3 外国人登録時に、外国籍県民が日常生活を送るうえで最低限必要な情報(ルビ振りやローマ字併記をした地域の情報、地図、サービス案内など)をまとめた「ウェルカムキット」を提供する。

#### ○ 県政への参加について

提言4 永住外国人に地方参政権を付与するよう国に要請する。  
提言5 住民投票制度を創設する場合には、永住外国籍県民にも住民投票権を付与する。

#### ○ 地域交流の促進について

提言6 外国籍県民が県民意識を強く持って、もっと積極的に地域の交流活動に参加できる環境を整備するために、地域コミュニティの場としての自治会、町内会及び子ども会に対する啓発を行うよう市町村に要請する。  
提言7 外国籍県民による地域活動への参加を促進するため、外国籍県民とともに開催するイベントを県内各地で展開するなど外国籍県民が地域の活動に積極的に参加できるような方策を検討する。

● 教育文化部会からの提言

○ 外国人学校について

提言8 外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置法人を特定公益増進法人として等しく認めるよう国に要請する。

○ 生徒の進路に関する支援について

提言9 外国籍の生徒や保護者を対象に高校進学などについて説明や相談をする機会をもうけ、中学校や高等学校での外国籍生徒への進路に関する情報提供を充実させる。

○ 母語等の学習について

提言10 「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかる教育の基本方針」に母語等の学習に関する記載を加え、アイデンティティを確立する過程で母語等の学習機会を与えられるよう支援する。

提言11 外国籍児童・生徒の問題に対応できる母語相談員を置く。

提言12 公立図書館や学校の図書室に外国語の図書を充実させる。

○ 公文書の西暦表記について

提言13 県立学校では卒業証書などの公文書に元号が用いられているが、外国籍県民に分かりやすくするため、西暦を併記するなど西暦による表記を用いることを検討する。

○ 多文化理解の推進について

提言14 児童・生徒の多文化理解を進めるために、外国籍県民の学校教育への参加や外国人学校との交流などに取り組むとともに、研修の充実などにより教員の多文化理解を進める。

(3) 重点的提言

○ 外国籍県民のための総合相談窓口の設置について

提言1 外国籍県民などによる外国籍県民のための総合相談窓口を設置する。  
提言2 県や市町村、関係諸機関は総合相談窓口の情報提供を行い、総合相談窓口の情報提供機能を支援する。

(理由・背景)

現在、県や市町村には外国籍県民のための相談窓口が設置されているが、相談内容がより専門的になり、複雑化してきている中、必ずしも相談者のニーズを十分に満たしているばかりとは言えない状況にある。

また、かながわ県民センターなどに設置されている県の相談窓口は、7言語で対応しているが、その対応は機械的で、外国籍県民の立場を十分に理解した親身な対応となっていないなどの意見もある。

一方、第1期の提言を反映し発足した任意団体の「かながわ外国人すまいサポートセンター」や、第1期の提言を反映した医療通訳の派遣を県と協働で行う「MICかながわ」は、行政と連携を図ってはいるが、運営はNPOや外国籍県民などが主体となっており、その親身な対応が相談者のニーズにマッチしているようである。そのため、すまいサポートセンターには、住宅についてだけではなく、様々な分野の相談が寄せられている。

外国籍県民が日本で生活する上で、住居、医療のほかに、教育、就業、福祉、法律などの様々な分野において、外国籍県民の立場に立った親身な対応を行う相談窓口に対するニーズは大きい。しかし、それぞれの分野ごとに相談窓口があり、外国籍県民は、どの相談窓口に行ったらよいか分かりづらく、相談しにくい状況となっている。

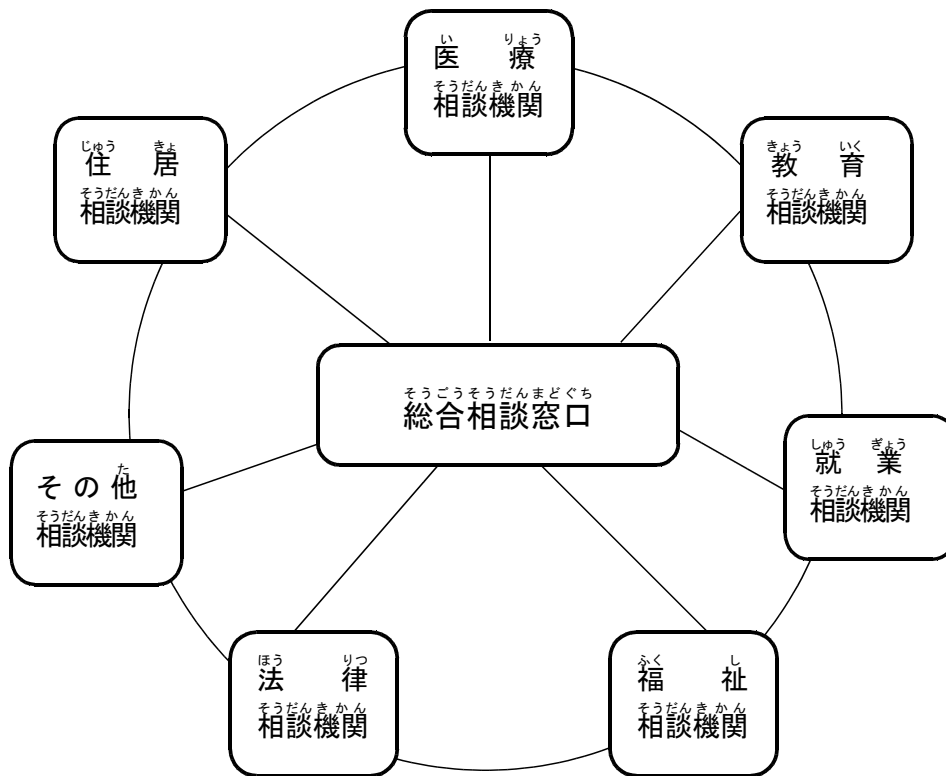
そこで、様々な分野についての相談を受け付ける総合的な相談窓口を設ければ、相談者にとっては、その都度それぞれの機関の連絡先や相談内容を気にせず気軽に相談ができ、非常に役に立つものとなる。

総合相談窓口では、日本での生活に慣れた外国籍県民や外国人の抱えている問題に詳しい日本人が相談に当たることとし、窓口の運営についても外国籍県民が日本人と協力して行うことにする。そして、必要に応じて専門の窓口を紹介・仲介することから、総合相談窓口は、他の専門相談機関と緊密な連携が求められる。

既に第2期の提言でも相談体制の充実については提案が出されており、総合的な相談窓口の設置は急務である。

また、相談窓口とともに、外国籍県民が日本で安心して豊かな生活を営む上で欠かせないものが情報である。日本の制度やルールを知り、日本人と共生していくためにも、適切な情報提供は非常に重要である。

現在、県や市町村をはじめ、関係諸機関は様々なパンフレットや冊子などを作成し、外国籍県民に情報を提供している。しかし、残念なことに、どこにどんな情報があるのか、外国籍県民にはあまり知られておらず、せっかく作成したパンフレットなどが十分に活用されているとは言えない。



このようなことから、<sup>けんない がいこくせきけんみん む</sup> 県内の外国籍県民向けの様々<sup>さまざま</sup>な情報<sup>じょうほう</sup>を把握<sup>はあく</sup>し、外国籍県民<sup>がいこくせきけんみん</sup>からの多様な<sup>たよう</sup>問い合わせ<sup>とあ</sup>に応<sup>おう</sup>じて情報<sup>じょうほう</sup>提供<sup>ていきょう</sup>できるよう、総合相談窓口<sup>そうごうそうだんまどぐち</sup>の機能<sup>きのう</sup>を充<sup>じゅうじつ</sup>実<sup>じつ</sup>させる必要がある。

そこで、<sup>けん しちょうそんおよ かんけいしよきかん はっこう</sup> 県や市町村及び関係諸機関<sup>さっし</sup>が発行<sup>はっこう</sup>しているパンフレットや冊子<sup>さっし</sup>などを総合相談<sup>そうごうそうだん</sup>窓口<sup>まどぐち</sup>に集<sup>あつ</sup>めることによ<sup>よ</sup>って、総合相談窓口<sup>そうごうそうだんまどぐち</sup>で外国籍県民<sup>がいこくせきけんみん</sup>にそれらの情報<sup>じょうほう</sup>を提<sup>ていきょう</sup>供<sup>こう</sup>できるよう<sup>よう</sup>にすることが<sup>もと</sup>求められる。

このように、<sup>さまざま そうだん</sup> 様々な相談<sup>そうごうてき</sup>ができる総合<sup>そうごう</sup>的な相談<sup>そうだん</sup>窓口<sup>まどぐち</sup>が情報<sup>じょうほう</sup>提供<sup>ていきょう</sup>の機能<sup>きのう</sup>を兼<sup>か</sup>ねることにより、外国籍県民<sup>がいこくせきけんみん</sup>をサポートする体制<sup>たいせい</sup>が確<sup>かく</sup>立<sup>りつ</sup>すると考<sup>かんが</sup>えられる。



#### (4) 社会生活部会からの提言

##### ○ 情報提供について

提言3 外国人登録時に、外国籍県民が日常生活を送るうえで最低限必要な情報(ルビ振りやローマ字併記をした地域の情報、地図、サービス案内など)をまとめた「ウェルカムキット」を提供する。

##### (理由・背景)

外国籍県民はルビ振りやローマ字併記をした地域の情報、地図、サービス案内の情報を必要としている。市町村によっては進んで詳細な情報を提供してくれるところもあれば、一つひとつ頼まなければ入手できないところもあり、対応は様々である。

日本に滞在している外国人は、居住する市町村の窓口で外国人登録の申請をしなければならないことが外国人登録法で定められている。

そこで、外国籍県民が必要とする情報を外国人登録時に提供することをシステム化することによって、外国籍県民はそうした情報を確実に入手できるようになる。

なお、「ウェルカムキット」の作成に当たっては、まず最初にお試し版を作成して配布をした後に、外国籍県民などの意見を踏まえながらより効果的なものに改善していく。

##### ○ 県政への参加について

提言4 永住外国人に地方参政権を付与するよう国に要請する。

提言5 住民投票制度を創設する場合には、永住外国籍県民にも住民投票権を付与する。

##### (理由・背景)

神奈川県は、外国籍県民の県政参加を推進し、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的として、外国籍県民かながわ会議を設置し、20名の外国籍県民が参加している。また、かながわ国際施策推進指針では、「外国籍県民とともに生きるしくみづくり」を施策の方向とし、「地方参政権の確立に向けた取組み」など「外国籍県民にかかわる法律・制度の改善に向けた取組み」を進めていくことが明記されている。

地方分権の流れの中で、より多くの県民による県政参加は、地方自治の充実と発展に寄与するものであり、地方参政権の付与は、外国籍県民も同じ地域住民として、より良い地域社会づくりに参画し、共生社会を実現するために不可欠なものである。

現在、外国籍県民には選挙権が与えられていないが、県議会の議員定数を決める県人口には外国籍県民も含まれている。神奈川県議会及び県下のすべての市町村議会は、地方参政権の確立に関する意見書等を議決しているほか、同様の議決は、全国で1,500議会を超えている。

こうした観点から、神奈川県が永住外国人に地方参政権を付与する法改正を国へ要請することを求める。

一方、近年、地域の重要事項に直接住民の意見を反映させる住民投票制度の設置が全国で広がっている。既に、住民投票制度を施行している自治体の多くでは、外国籍

住 民が投 票資格者と認められている。現在、神奈川県には住 民投 票の制度はないが、今後、神奈川県でも制度化を検討する場合には、県民の多様な価値観を反映させる仕組みとして、永 住外国 籍県民も参加できるシステムを作り上げることが望まれる。

投 票資格者については、しゅつにゆうこくかんりおよ はんみんにんていほう えいじゆうしゃ ざいりゆうしかく ざいりゆう ものおよ にほんこく へいわじょうやく もと にほん こくせき りだつ ものとう しゅつにゆうこくかんり 在 留する者及び日本国との平和条 約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出 入 国管理 に関する特 例法に定める特別永 住者とするのが望ましい。

投 票資格者名簿への登録については、投 票資格者からの申 請制ではなく、日本人の場合 と同様に、投 票資格者には当然の権利として投 票できる制度にするべきである。

**○ 地域交 流の促進について**

提言6 外国籍県民が県民意識を強く持って、もっと積極 的に地域の交 流活動に参加 できる環 境を整備するために、地域コミュニティの場としての自治会、町 内会及び子ども 会に対する啓 発を行うよう市町村に要 請する。

提言7 外国籍県民による地域活動への参加を促進するため、外国籍県民とともに開催 するイベントを県内各地で展開するなど外国籍県民が地域の活動に積極 的に参加できる ような方 策を検討する。

理由・背景

県内の外国人登録者数は約14万9千人であるが、各地域において毎年開催されている 国際交 流イベントなどに参加する外国籍県民は少ないのが現 状である。

外国籍県民の地域交 流を促進するためには、適切な情 報提 供が必要であるが、特に 地域で行 われるイベントなどの情 報を入 手する手段としては、地域活動の拠 点ともなっ ている自治会や町 内会、子ども会などが果たす役割が大きくなっている。

しかしながら、外国籍県民が自治会へ入 会しようとしても拒否されたり、あるいは、欧米系 の外国籍県民は歓迎されるのに対して、欧米系以外の県民は冷たくされたりするといった 現 実がある。

そこで、より身近な地域コミュニティの場である自治会、町 内会及び子ども会の活動に 外国籍県民が参加しやすい環 境を作り、イベントなどの案内を外国籍県民に周知するこ とに努めるよう市町村へ要 請することが必要である。

外国籍県民が、地域社会に暮らす住 民として、自分の母国の文化を持ちながら積極 的に身近な地域の交 流活動に参加することで、日本人と外国籍県民及び外国籍県民同士の 相互理解が進み多文化共 生社会の実現につながると考 えられる。

また、外国籍県民及び関係民族団体、NGO等の企画・運営により2000年から毎年開催 している「あーすフェスタかながわ」は、多文化共 生社会を実現するための大 変有意義な イベントである。こうしたイベントは、県内各地で展開されるべきで、外国籍県民が地域の 活動にも積極 的に参加できるような方 策を検討する必 要がある。

## (5) 教育文化部会からの提言

### ○ 外国人学校について

提言8 外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置法人を特定公益増進法人として等しく認めるよう国に要請する。

(理由・背景)

公益法人等のうち、教育又は科学の振興・文化の向上、社会福祉への貢献その他の公益の増進に著しく寄与する法人として認められている特定公益増進法人に対しては、企業や個人からの寄附について税制上の優遇措置が図られている。

2003年4月からは、対日投資を促進する上で、日本に駐在する外国人の生活面の環境整備を進める観点から、欧米系のインターナショナルスクールの設置法人については、学校教育法第1条に規定する学校(以下「1条校」という。)を設置する学校法人と同様に特定公益増進法人として認められることになったが、アジア系などの外国人学校の設置法人については認められず、税制上の優遇を受けられない状況となっている。

そこで、欧米系のインターナショナルスクール以外の外国人学校の設置法人についても、特定公益増進法人として等しく認めるよう文部科学省及び財務省に要請する必要がある。

### ○ 生徒の進路に関する支援について

提言9 外国籍の生徒や保護者を対象に高校進学などについて説明や相談をする機会を設け、中学校や高等学校での外国籍生徒への進路に関する情報提供を充実させる。

(理由・背景)

外国籍生徒が本人に適した進路を選ぶことができるようにするため、生徒や保護者を対象に高校進学について説明や相談をする機会を設けるなど、進学や就職に関する情報提供などを充実する必要がある。

特に就職に関しては、外国籍生徒の場合、国籍要件や就職差別がある現状を踏まえ、それぞれの生徒の置かれた状況を的確に把握し、きめ細かい指導を行う必要がある。

### ○ 母語等の学習について

提言10 「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかる教育の基本方針」に母語等の学習に関する記載を加え、アイデンティティを確立する過程で母語等の学習機会を与えられるよう支援する。

提言11 外国籍児童・生徒の問題に対応できる母語相談員を置く。

提言12 公立図書館や学校の図書室に外国語の図書を充実させる。

(理由・背景)

外国籍の子どもがアイデンティティを確立する過程で、日本語だけでなく、母語や本人が属している文化、民族等を学習することを促進するため、「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）にかかわる教育の基本方針（1990年3月23日神奈川県教育委員会制定）」に母語等の学習に関する記載を加える必要がある。

外国籍の子どもがアイデンティティを確立し、自分の生活や文化に自信を持って生きていくためには、学校教育の場で、国際理解教室やクラブ活動などを通して母語教育を推進するとともに、地域において、外国語教室の開催などにより、多文化共生に向けた環境づくりを進める必要がある。

ニューカマーの子どもは日本語の能力が十分でないことによって生じる教育、差別問題、そして、親と子のコミュニケーションのギャップもあるため、困っている時や思春期などに相談相手がいないと、一人で悩み続け、不登校や非行に繋がることもある。

そこで、外国籍児童・生徒の問題に対応できる母語相談員を置くとともに、相談窓口を母語で記載したカードを学校で配布するよう市町村教育委員会に働きかける必要がある。

母語等の学習を支援するため、公立図書館や学校の図書室に英語以外の外国語の図書を充実するとともに、ボランティア等が運営する母語等の教室に対して学校や地域の施設開放を推進する必要がある。

### ○ 公文書の西暦表記について

提言13 県立学校では卒業証書などの公文書に元号が用いられているが、外国籍県民に分かりやすくするため、西暦を併記するなど西暦による表記を用いることを検討する。

(理由・背景)

県立学校が交付する卒業証書について、生徒の生年月日は、希望により西暦が併記されるものの、交付年月日は、慣例として元号により記載されている。

外国籍県民の増加など地域の国際化の状況を踏まえ、外国籍県民に分かりやすくするために、文書の内容や用途によっては、西暦の併記や、希望により西暦で表記するなどの対応を検討する必要がある。

### ○ 多文化理解の推進について

提言14 児童・生徒の多文化理解を進めるために、外国籍県民の学校教育への参加や外国人学校との交流などに取り組むとともに、研修の充実などにより教員の多文化理解を進める。

(理由・背景)

「多文化理解」は、他民族の文化、生活様式に対する理解と尊重から始まる。様々な文化、民族等に対する理解を進めるためには、留学生などの外国籍県民を学校行事や総合的な学習の時間に積極的に参加させたり、外国人学校との姉妹校としての連携に取り組むなどの交流を促進する必要がある。

また、言語として英語を教える英語教育と、多文化に接することにより国際理解を促進させる国際理解教育とは別のものであり、国際理解教育では、使用言語を英語以外の言語

にも拡大するなどそれぞれの教育の視点に立ってプログラムを作成する必要がある。  
教員の多文化理解を進めるために、外国の言語、文化、民族等に関する研修を充実  
するとともに、教員の採用に当たっては、これらの知識、経験等を重視することを検討す  
る必要がある。  
異なる文化や民族に対する感受性やコミュニケーション能力などは幼児の頃から育む  
ことが望ましいため、保護者の理解を促進するとともに、幼稚園や保育所の教育・保育の  
内容に配慮する必要がある。

## 2 第3期委員からの意見

### ○ 外国籍県民かながわ会議の充実強化について

- 1 外国籍県民かながわ会議の事務局機能の強化を図る。
- 2 県内の地域国際化に係る事業を積極的に活用する。
- 3 外国籍県民かながわ会議の経験者との連携強化を図る。

#### 理由・背景

本会議は1998年に第1期がスタートし、現在の第3期に至っている。委員の任期は2年で、2期連続まで委員を続けることができることになっている。そのため、第1期と第2期は、継続して委員をされた方が多かったが、私たち第3期では今回、初めて委員になった者が大多数を占めている。よって、第1期や第2期が行ってきた会議の進行の仕方や改善すべき点などが分からず、第3期は手探り状態で会議を始めなければならない状況であった経緯がある。それをサポートするのが事務局の役目であるが、その事務局の担当職員も数年で異動となり、継続して本会議の実態や実績に関する情報引継ぎが困難な状態にある。また、外国籍県民が抱える問題はより専門化及び複雑化してきており、委員及び職員のみでは手に負えない事柄も多数出てきている。川崎市外国人市民代表者会議では専門調査員を配置し、会議の充実を図っている。そこで、本会議も継続して会議の実態や実績を把握できる専門調査員を配置し、事務局のより一層の充実を図るべきである。

また、現在、本会議の事務局を担っているのは神奈川県県民部国際課であるが、本会議の事務局という職務は、単なる事務的なものとは違い、求められる職務は多岐に渡り、相当な能力と体力を要するものである。一般的に外国籍県民が抱える問題は、日本人にとっては実態が見えにくい事柄が多く、会議に関わる職員にはその切実さを理解し、興味や関心をもって実務にあたるのが求められる。このような状況下では、進むべき道を共有するという初歩的な段階に至るまでに、多大な時間と労力を費やすことになり、年8回という本会議の回数を考慮すると、迅速に会議が進行するように図るべきである。本会議の事務局を担う職員は、単なる会議運営担当ではなく、普段から外国籍県民の抱える問題に対して興味を持ち、日本の法律制度とその運用に詳しくない在住外国人の発言をサポートし、わかりやすい会議資料（福祉、衛生、自治制度など広範囲）の作成、提出、提言文章の練り上げ助言、提言後は施策化（反映）への関係諸機関や各部署との調整・交渉など、高度な知識と能力が必要である。よって、本会議に関わるすべての職員は人事異動の公募制なども念頭に入れた選考を実施し、積極的な問題解決に向かう意欲をもって、委員との連携を図りながら会議を円滑に進行できる人物が望まれる。

このところ毎年5月に「あーすフェスタかながわ」が開催されている。この「あーすフェスタかながわ」は知事も出席するなど、神奈川県下における外国籍県民との共生を掲げる最も盛大なお祭りのひとつである。しかしながら、外国籍県民かながわ会議と「あーすフェスタかながわ」との関わりは希薄であり、主催者（昨年までは神奈川県県民部国際課、今年より（財）神奈川県国際交流協会の事務局とする実行委員会）からいくつかのイベントへの出場を数名程度打診される以外は、展示ブースにて本会議のPRをするのみであるのが現状である。私たち外国籍県民かながわ会議の委員は神奈川県知事より委嘱された外

こくせきけんみん ほんけん す がいこくせきけんみん こえ じゅうよう やくわり にな さまざま  
国籍県民であり、本県に住む外国籍県民の声をまとめる重要な役割を担っている。様々  
なイベントが企画され、たくさんの県民や外国籍県民が集まる「あーすフェスタかながわ」  
のような県内の地域の国際化に係る事業との関わりをもっと強固にすべきである。実際、  
今年の「あーすフェスタかながわ」において、第1期、第2期及び第3期の委員の有志と  
実行委員会とが協力し合い「外国籍県民フォーラム」を開催したところ、大勢の外国籍  
県民はもちろんのこと、大学教授をはじめとする多数の学識経験者や元国際課職員、他  
府県の職員、NGO関係者などで会場が埋まり、意見交換も大盛況であった(参考  
資料参照:「外国籍県民フォーラム」の記録 あーすフェスタかながわ2004実行委員会編)。  
これは数万人もの来場者で賑わう「あーすフェスタかながわ」で開催したからこそなし得  
たことであり、今後も積極的に「あーすフェスタかながわ」のような県内の地域の国際化  
に係る事業を活用すべきである。

これまで、第1期や第2期の委員と第3期の委員との関わりはほとんどなく、例外的に  
個人的な交流があるのみに近い状態である。これでは、せっかくの経験や蓄積が後輩に活  
かされにくく、実際私たちが第3期の委員は手探り状態で会議を行ってきた。そこで、今後  
も続くであろう第4期以降の会議を踏まえ、新旧委員の交流とサポート体制の強化を念頭  
に、会議関係者で構成された経験者の会とでも名付けた有志によるOB会の設置を望むも  
のである。これにより、新たに委嘱された委員に対して、第1回会議の前に経験者であるOB  
が会議のオリエンテーションを開催し、事前に会議の説明や委員の自己紹介を行ったり  
して、新旧委員及び事務局とも知り合うことができるようにする。これまで第1期、第2期及  
び第3期とも、第1回目の会議で初めて委員同士が出会い、その場でいきなり委員長などの  
役職を決めさせられてきたが、これはどう考えても無理のある選出である。このことから  
も、有志によるOB会の設置が望まれ、事務局は新期委員による会議がスムーズに行えるよ  
う外国籍県民かながわ会議の経験者との連携強化を図るべきである。

### 3 提言以外で協議・提案された事項

以下の項目は、第3期外国籍県民かながわ会議で、何回かにわたり協議したが、具体的な提言として盛り込むには至らなかったり、提案があったものの十分協議できなかったものである。

#### [協議された事項]

##### ○ 外国人労働者について

- 外国人労働者が失業した場合など雇用面での支援について話したい。  
外国人の場合は言葉や就職差別等の問題がある。外国人労働者自身のスキルアップのための支援も含めた特別な支援体制が必要である。
- 外国人を雇用している事業者も、問題が起きたときにどこへ相談してよいかわからず困っているのが現状であるのでサポートする場があるとよい。
- 人材派遣会社を名乗っている外国人労働者のブローカーによるピンハネ等、違法行為防止のための取締まりを強化していくことも必要である。

##### ○ 日本の生活習慣について

- 外国人が部屋を借りる際の問題については、かながわ外国人すまいサポートセンターの取組などによって、一定の改善がなされている。家を借りる外国人の側にも、ゴミ出し等の日本の生活習慣や入居マナーが守られていないなどの問題点が見られる場合があり、そのことによって入居差別が生まれている面もあるので、外国人自身も日本の生活習慣を守る姿勢を示すことが必要である。
- 日本の生活習慣の中には、ゴミの出し方などの非常に複雑な内容もあるので、行政の担当者自身が外国人コミュニティに出向いて、外国人に直接説明することも必要である。

##### ○ 外国人留学生について

- 外国人留学生は勉強のために日本に来ているのに、生活費や住居費が高いため、アルバイトをしなければ生活ができない状態に追い込まれており、アルバイトをする中で様々な差別も受けている。
- 外国人留学生は入国手続が難しいので簡単にできるようにしてほしい。
- 外国人留学生が部屋を借りる際に、連帯保証人の要件を緩くしてほしい。

##### ○ 離婚について

- 日本語がよくわからない外国人が役所で法的な手続をする際の、言語面などでの配慮について話したい。例えば、日本人と外国人の夫婦が離婚する場合、日本人が外国人の配偶者に無断で勝手に離婚届を出してしまい、時間がずいぶん経過してから、外国人の配偶者が離婚に気付くケースがある。このような場合、役所の担当者が通訳付きで夫婦双方の意思を十分に確認することが必要である。



- 災害時について
  - ・ 地震などの災害時における統一的な防災システムについて話し合いたい。緊急災害時の情報が外国人に速やかに伝わるよう、緊急避難場所や、緊急連絡先（110や119など）などについて説明してある、外国人向けのマニュアルの作成が必要である。マニュアルは出版物でなくても、インターネットに掲載するやり方でもよい。
  - ・ 外国籍住民の居住地の把握や、避難所の周知などは、主に地震に関係している事柄であるが、災害は地震だけとは限らない。災害をもっと幅広く捉える必要があると思う。また、外国籍住民が災害時に必要とすることを正確に把握するためには、町内会役員に外国籍住民を入れたりすることも必要である。現在の県や市町村の取組を、さらに具体的に進めてほしい。

**[提案されたが十分協議されていない事項]**

- 外国籍会議との交流について
  - ・ 県内外の同種の会議との交流を深めるなどが必要である。
- 住民票について
  - ・ 外国籍住民は、住民票の備考欄に記載される場合を除いて、住民票には記載されない。また、日本人の配偶者が外国籍である場合でも、住民票に配偶者名を記載しない市町村もあるので改善してほしい。
- 医療問題について
  - ・ 医療に関する情報伝達に関して話し合いたい。病院の所在地、病気の質問、健康保険制度、処方せん、医療通訳など、外国人に対する医療情報の充実と提供方法の改善に取り組む必要がある。
- 青少年問題について
  - ・ 外国人の青少年が自立できるよう、外国人コミュニティのリーダーなどを巻き込みながら、外国人相互の助け合いを促すべきである。
- 入管行政について
  - ・ 不法滞在は諸外国でも厳しく取り締まられているが、だまされて日本にやってきた不法滞在外国人に関して、弱者支援の観点から救済措置を講じることや、違法ブローカーの取締りは必要である。
  - ・ また、入管収容施設において収容者である外国人に対する不適切な対応が様々に報道されている。
  - ・ 国は、入管政策を見直すとともに、出入国管理の実態について調査する必要がある。

## 4 さらなる取組を期待する第1期会議の提言

### (1) 社会生活部会からの提言

#### ○ 出入国管理制度について

提言13 永住資格の付与について、次の2項を早急に措置するよう国へ要望する。

(1) 日本国籍を有する者と一定期間婚姻関係にある外国籍県民については、無条件に永住資格を付与すること

(2) 日本において一定期間特定の分野で就労した場合には、円滑に永住資格を付与すること

提言14 再入国許可制度の撤廃について国へ要請する。

#### 理由

第1期では、出入国管理及び難民認定法に基づく永住資格の付与については、法務大臣(入国管理局)の裁量範囲が大きく、認定の基準が不明確であることから、特に早急に措置すべき事項として、一定期間の婚姻関係や特定分野での就労関係がある場合の永住資格の付与について国に要請する必要があると提言した。

また、再入国許可制度については、許可申請の手数料が高く、手間もかかる。在留資格がある期間中、何回再入国しても出入国管理上なんら問題ないはずであり、事実、諸外国でこのような制度を持っているところはほとんどない。

そこで、外国人が渡航する際に不便を強いる再入国許可制度は、早急に撤廃してほしい。また、撤廃するまでの間、出国時に空港で手続きができるようして手続きの簡略化を図るなど、すみやかな取組について国に働きかけるよう要請する。

現在、国では平成12年3月24日に告示された出入国管理基本計画(第2次)に基づき、出入国管理政策の見直しを進めている。そのため、見直しの中で上記の第1期の提言が反映されるようより一層の働きかけを行うべきである。

### (2) 教育文化部会からの提言

#### ○ 外国人学校について

提言1 外国人学校の卒業生に国立大学の受験資格を付与すべく国へ要請する。

提言2 外国人学校への助成を充実させる。

#### 理由

文部科学省は、2003年9月、国際的な評価団体の認定を受けた外国人学校や外国の学校教育制度において位置付けられた外国人学校の卒業生に受験資格を認めることとした。

これら以外の外国人学校については、受験しようとする者が各大学に受験資格の認定を個別に求めることができるよう改めたが、外国人学校の卒業生に国立大学の受験資格を等しく認めるよう文部科学省に要請する必要がある。

また、神奈川県は、保護者の負担を軽減するために、外国人学校への助成について引き続

もんぶかがくしょう ようせい けん じよせい じょうこう おな ていど ひ あ ひつよう  
き文部科学省に要請するとともに、県の助成を1条校と同じ程度に引き上げる必要がある。  
る。

○ 自主的な教育活動の支援について

ていげん がいこくせきじどう せいと じしゅてき げんごきょういくかつどう しえん しちょうそんきょういくいいんかい  
提言3 外国籍児童・生徒への自主的な言語教育活動の支援を市町村教育委員会へ  
ようせい  
要請する。

りゆう  
(理由)

だい き がいこくせきじどう せいと たい ほご にほんご きょういく おこな さい ばしよ ふそく  
第1期では、外国籍児童・生徒に対する母語や日本語の教育を行う際の場所が不足して  
いるため、学校の空き教室などを気軽に使用できるよう市町村教育委員会へ働きかける  
ひつよう  
必要があると提言した。

たしかに、学校に併設されているコミュニティセンターなどは、以前より、利用しやすく  
なっている。

しかし、コミュニティセンターが併設されていない学校の空き教室については、母語教室  
など、定期的に利用することができない場合がある。

そこで、県は、市町村教育委員会に対して、学校の空き教室などを気軽に使用できる  
よう一層の働きかけを行うべきである。

○ 就学案内の充実について

ていげん しゅうがくあんない たげんご じき  
提言5 就学案内を多言語またはルビ付きにするとともに、時期をのがさず、ひとりひと  
り確実に伝わるよう市町村教育委員会に要請する。

○ ニューカマーの子どもへの教育への配慮について

ていげん がいこくせきけんみん たい こ きょういく かんけい  
提言6 ニューカマーの外国籍県民に対し、子どもの教育をおろそかにしないよう関係  
かくほうめん はたらき たい ふとうこう がくしゅう おく ふせ じゅうぶん  
各方面に働きかけるとともに、子どもに対しても不登校や学習の遅れを防ぐため、十分  
はいりよ おこな しちょうそんきょういくいいんかい ようせい  
な配慮を行うよう市町村教育委員会に要請する。

りゆう  
(理由)

にほん がいこくせき こ きょういく う ほごしゃ ぎむ ほごしゃ  
日本では、外国籍の子どもに教育を受けさせることは、保護者の義務ではなく、保護者が  
きぼう ばあい にほんじん こ どうよう しょう ちゅうがっこう きょういく う  
希望した場合は、日本人の子どもと同様に小・中学校で教育を受けることができるとさ  
れている。

このため、保護者が短期の滞在を予定して子どもを学校に通わせなかったが、滞在が長期  
となる場合があることや、保護者に教育に関する情報や理解が不足していることの結果と  
して、相当数の子どもが不就学という実態がある。

がいこくせき こ ほごしゃ きょういく じゅうようせい じゅうぶんにんしき しゅうがく そくしん  
外国籍の子どもへの保護者が教育の重要性を十分認識し、就学が促進されるような  
ほうさく とく ひつよう  
方策に取り組む必要がある。

○ 外国人の教員採用における国籍要件の撤廃について

提言7 外国人の教員採用において、常勤講師ではなく、教諭としての採用に途を開くため、文部省局長通知を改めるよう国へ働きかけるとともに、県教育委員会に対しても教諭として採用するよう要請する。

理由  
(理由)

外国人の教員採用について、県教育委員会は、文部省教育助成局長通知(平成3年3月22日)を踏まえ、教諭ではなく、校務の運営に参画しない常勤講師として採用している。

外国籍県民とともに生きる地域社会づくりを進める上で、外国人の参加機会を拡大し、学校における多文化共生教育を推進するために、教諭として採用することができるよう文部科学省に働きかける必要がある。

文部科学省が見解を改め、教諭としての採用が実現するまでの間の対応として、常勤講師としての採用を積極的に進める必要がある。

○ 外国籍県民の地域参加の促進について

提言8 県内のすべての公共施設について、多文化共生の視点から外国籍県民に利用しやすいよう配慮するとともに、特に国際関係施設については、外国籍県民の参画のもとに運営を行うことにより改善を図る。

理由  
(理由)

外国人との交流を目的とする国際交流施設や場が設置されていても、外国人の意見がとり入れられる仕組みになっていない。

そこで、第1期では、こうした施設の運営組織に外国籍県民が参画できるようにし、その意見を反映することにより、「国際交流」ではなく、「多文化共生」の視点から運営を行うよう、関係団体に働きかけるべきであると、この提言の後段で述べている。

しかし、その運営方法が改善されているとは、感じられないので、再度、県から一層の働きかけを行うべきである。

## 5 さらなる取組を期待する第2期会議の提言

### (1) 社会生活部会からの提言

○ 外国人登録証の常時携帯義務について  
提言10 外国人登録証の常時携帯義務の廃止を引き続き国に要請する。

理由

日本人の場合、身分証明書（明書）の常時携帯は何ら義務付けられていない。それに対して、外国人は、外国人登録法の定めによって、外国人登録証の常時携帯義務があり、違反者に対しては罰則が科されている。このことは、外国人にとって、不公平感や疎外感をもたらしている。また、外国人登録証は非常に重要なものであり、常時携帯義務には、紛失への不安が常につきまとうので、各種手続などで必要な場合のみ、外国人登録証を持参すればよいという制度にすべきである。そこで、外国人登録法を改正し、外国人登録証の常時携帯義務を廃止することを引き続き国に要請する必要がある。

○ 年金制度について  
提言11 かつて、日本の年金制度には、国籍条項があり、外国人は年金に加入できなかったことを踏まえ、高齢の外国人の無年金者について救済措置を講ずるとともに、短期在留外国人に対する脱退一時金制度を充実することを国に要請する。  
提言12 年金制度について、社会保険事務所への多言語相談窓口の設置を神奈川社会保険事務局に要請する。

理由

かつて、日本の年金制度には国籍条項があり、外国人は年金に入りたくても入れない状態であった。このため、今日では多くの高齢のオールドカマーが無年金状態にある。多くの地方自治体では福祉給付金制度を設け、無年金状態の高齢のオールドカマーの救済を図っているが、年金に比べて支給額は非常に低くなっており、不十分な金額となっている。これに対しては、国籍条項があつたがゆえに年金に加入することができず、無年金状態にあるという事情を十分に考慮すべきである。その一方、ニューカマーの短期在留外国人の場合、月々の年金の掛金を払っていても、帰国のために年金を脱退しなければならなくなる可能性が高い。しかし、掛金の納付期間が36ヶ月以上であれば、年金を脱退した際に支払われる脱退一時金の金額は一定であるため、掛金の多くが掛け損となってしまう事態も生じている。そこで、高齢の外国人の無年金者について救済措置を講ずるとともに、短期在留外国人に対する脱退一時金の上限を引き上げるなど、制度の充実を国に要請する必要がある。また、年金に関する制度は日本人にとっても非常に複雑であり、外国人にとってはより一層わかりづらくなっている。そのため、社会保険事務所への多言語相談窓口の設置を

かながわしやかいほけんじむきょく ようせい ひつよう  
神奈川県 社会保険事務局に要請することも必要である。

○ 雇用環境の整備について

提言16 就職差別や職場における待遇面での差別をしないよう民間企業への普及啓発を進めるなど、外国人の雇用環境を整備する。

理由

現在の不景気によって、日本人の就職も厳しいものとなっているが、外国人の就職はより一層厳しさを増している。

また、神奈川県外国籍住民生活実態調査結果でも明らかにされているとおり、日本社会では、まだまだ外国人に対する就職差別が根強く残っていると同時に、職場における待遇面での差別がある。

そこで、企業等を対象とした就職差別問題啓発セミナーを継続的に行うなど、国、県、市町村が協力しながら外国人の雇用環境を整備する必要がある。

○ インドシナ難民に対する継続的支援について

提言17 インドシナ難民支援事業を継続するとともに、インドシナ難民の相談窓口の増設や居場所・交流の場を確保するなど、インドシナ難民支援事業をさらに充実することを国に要請する。

理由

インドシナ難民の受入れは、外務省から委託を受けた（財）アジア福祉教育財団難民事業本部及びその出先機関の国際救済センターが中心となって行われている。

現在、日本がインドシナ難民を受け入れて20年以上が経過し、国は、インドシナ難民の受け入れを2005年度をもって終了する見通しを示すと同時に、国際救済センターを2005年度末で閉鎖することを決定しているため、インドシナ難民支援事業が縮小されることも予想される。

インドシナ難民にとって、日本での生活習慣への対応、日本語習得に伴う困難、戦争によって教育の機会が奪われたために母語の字を読めない人がいること、戦争によって受けた精神的な傷など、未だに解決していない問題は多い。

このような状況のもと、母語のわかる人が常駐している相談窓口が必要であるが、現状では、相談窓口が不足している。

また、受入れ施設のように、インドシナ難民の心のよりどころとなる居場所や交流の場の確保についても、今後とも必要なことである。

そこで、今後とも引き続きインドシナ難民支援事業を継続し、相談窓口の増設や居場所・交流の場の確保などの支援をさらに充実することを国に要請する必要がある。

## (2) 教育文化部会からの提言

### ○ 外国籍の子どものアイデンティティの確立について

提言4 外国籍の子どもがアイデンティティを確立し、自分の生活や文化に自信を持って生きていくために、学校だけではなく、各地域で「多文化共生教育」を行うなど、多文化共生を受け入れる環境づくりを推進する。

#### 理由

外国籍の子どもは、学校の国際教室などで、日本の生活に適應できるよう教育を受け、家庭では、自分の母国、あるいは、民族の伝統や文化を継承しながら生活している。

それは、ニューカマーに限らず、オールドカマーの子どもたちも同じである。

日本では、差別やいじめの問題から、外国籍であることを隠し、通称名で学校に通う児童・生徒が多く存在するとともに、日本国籍を取得した人たちの中には、外国籍であったことを隠し続ける人もいる。

外国籍の子どもが自分のアイデンティティを確立し、自分の生活や文化に自信を持って生きていくためには、学校だけでなく、地域社会においても、それを受け入れられる環境が整っていないてはならない。

そこで、学校教育だけではなく、(財)神奈川県国際交流協会が実施している「地球市民学習」をはじめ、母語教室、料理教室等を各地域で行うなど、地域社会における「多文化共生教育」を推進する必要がある。

### ○ 国際教室について

提言5 公立義務教育諸学校の教職員定数に関して、国際教室担当教員を配置する際の外国籍児童・生徒数要件の緩和を国に要望するとともに、県から市町村への補助を充実するなど、外国籍児童・生徒に対する教育施策を推進する。

提言6 国際教室に、外国籍児童・生徒の母語の分かる教員を配置するよう努める。

#### 理由

公立の小・中学校では、日本語が十分でない外国籍の児童・生徒の学習を支援するために、担当教員を配置した国際教室の設置による支援が行われている。

日本語指導が必要な外国籍児童・生徒にとって、国際教室で行っている日本語指導等は高い効果がある。しかしながら、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が在籍するすべての学校で、国際教室が設置されているわけではない。

より多くの学校で国際教室を設置し、担当教員を配置できるよう、県から国に働きかける必要がある。

また、児童・生徒に適した教材を整備・充実するとともに、児童・生徒の母語を理解できる教員の配置や派遣、教員の研修、外国で教員免許を取得した外国籍県民の積極的活用などに取り組む必要がある。

○ 日本語指導等協 力者について

提言7 日本語指導等協 力者を増員するとともに、日本語指導等協 力者が外国籍児童・生徒からの相談に責任を持って対応できるようにするなど、日本語指導等協 力者の役割及び勤務条件の見直しを市町村教育委員会に要請する。

提言8 日本語指導等協 力者に対する研修を実施したり、日本語指導等協 力者同士が情報交換する場を設置するなど、日本語指導等協 力者に関する施策を充実する。

理由

日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒に対して行う日本語指導、親への情報伝達など、日本語指導等協 力者の果たす役割は大きいですが、その人数、指導時間が十分とはいえない。

日本語指導等協 力者は、日本語指導のほか、教員から外国籍児童・生徒の親への通知の翻訳などを依頼されたり、外国籍児童・生徒から、学校生活に関することなど、いろいろな相談を受けることが多い。

しかし、日本語指導等協 力者にとって、相談業務などは本来業務とされていないだけではなく、正規の勤務時間が短いため、時間外に、外国籍児童・生徒の相談に対応しているのが現状である。それでも、すべての外国籍児童・生徒の相談に対応しきれない。

日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒にとっては、母語での学習支援や母語により気軽に相談できることは、非常に大切なことである。

そこで、日本語指導等協 力者を増員するとともに、日本語指導等協 力者が外国籍児童・生徒からの相談に責任を持って対応できるようにするなど、日本語指導等協 力者の役割及び勤務条件の見直しを市町村教育委員会に働きかける必要がある。

また、一方で、日本語指導等協 力者が、日本語指導、親への情報伝達などに係る支援を行う際、また、外国籍児童・生徒からの相談に対応する際に、各学校での事例などを事前に把握していれば、限られた勤務時間を有効に使うことができ、外国籍児童・生徒に対する教育効果が上がると考えられる。

そこで、日本語指導等協 力者に対する研修の実施、あるいは、協 力者同士が情報交換する場を設置するなど、日本語指導等協 力者に関する施策の充実について、県及び市町村で検討を行うことも必要である。

○ 高校入試制度の改善について

提言9 外国籍生徒が高校に入 学しやすくなるように、公立高校の在県外国人特別募集の志願資格を緩和したり、実施校数や募集人員を増やすなど、高校入試制度を改善する。

理由

外国籍県民が増加する中で、外国籍の生徒が県内の中学校に多数在籍しているが、外国籍の生徒は、高校進学を希望しても日本語が十分でない場合があるため、日本人と同じ入学試験では内容を理解することが難しい。

また、実際には、日常会話においては日本語を習得しているように見えても、学習言語となると理解が困難であるというケースも見られる。



日本語の習熟度が学習へ影響を及ぼす状況については、学校現場の数々の事例から、「来日6年」程度までの児童・生徒に及んでいることが報告されている。そのため、現在、県立高校に置かれている来日3年以内の者を対象とする在県外国人特別募集枠について、実施校数や募集人員を拡大する一方、「来日3年を超え6年以内」の生徒の進学が困難な状況を踏まえ、「在県外国人特別募集枠」の制度における対象の拡大に取り組む必要がある。

### (3) 社会生活部会・教育文化部会共通の提言

○ 外国籍住民の行政への参加促進について  
 提言18 外国籍住民から直接意見を聴くための外国籍県民かながわ会議のような場が国及び県内市町村に広がるようにするなど、外国籍住民の行政への参加促進に努める。

理由

外国籍県民かながわ会議や川崎市外国人市民代表者会議は、外国籍住民が、直接、行政に意見を述べるには、非常に有意義な会議である。

私たちは、外国籍県民かながわ会議の委員として、教育問題から身近な社会生活の問題まで、幅広く協議を行ってきた。

協議してきた問題のうち、県の事業は、直接、県に改善を提言することができるが、国や市町村の事業は、県から国や市町村に要望を伝えてもらうことしかできない。

国や市町村にとって、その政策を検討する際に、直接、外国籍住民の意見を聞く場を設けることは、必要なことと考えられるとともに、外国籍住民にとっても、国や市町村に直接意見を伝えることは、非常に大切なことである。

そこで、外国籍県民かながわ会議のような場が国及び県内市町村に広がるように努めたり、外国籍県民かながわ会議を活用し、県内各市町村担当者と外国籍住民が意見交換する場を設けるなど、外国籍住民の行政への参加促進に努める必要がある。

## 6 会議活動状況

### (1) 会議開催状況

かい 回	にちじ ばしょ 日時・場所	きょうぎ ないよう 協議内容
1	2002.11.23(土) 15:30～18:00 地球市民かな がわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局から、会議の概要及び第2期最終報告の内容等を説明</li> <li>各委員が取り組んでいきたいテーマを発表し、正副委員長を選出</li> </ul>
2	2002.12.14(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局から、第1期及び第2期提言の施策化検討状況を説明</li> <li>今後取り組むべきテーマについて協議</li> </ul>
3	2003. 2.15(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後取り組むべきテーマについて協議</li> <li>テーマに応じて、教育文化部会と社会生活部会を設置</li> </ul>
4	2003. 3. 8(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	<p>全体協議</p> <p>ニュースレターの発行について</p> <p>部会別協議</p> <p>教育文化部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、取り組むべきテーマについての確認</li> <li>次回以降の協議スケジュールを決定</li> </ul> <p>社会生活部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、取り組むべきテーマについて協議</li> </ul>
5	2003. 4.19(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	<p>全体協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員辞任に伴う委員補充について協議し、委員を補充することに決定</li> </ul> <p>部会別協議</p> <p>教育文化部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国籍教諭の採用、高校入試制度について</li> </ul> <p>社会生活部会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、取り組むべきテーマについて</li> </ul>

かい 回	にちじ ばしょ 日時・場所	きょうぎ ないよう 協議 内容
6	2003. 5.24(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全体協議 しんいいん かいぎ がいようせつめい ・新委員への会議概要説明 ぶかいべつきょうぎ 部会別協議 きょういくぶんか ぶかい 教 育文化部会 がいこくじんがっこう ・外国人学校について しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会 こんご と く ・今後、取り組むべきテーマについて
	(しゃかいせいかつぶかい) 社会生活部会 よびかいぎ 予備会議 2003. 6.21(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	ちいき ・地域のコミュニティづくりについて ちほうさんせいけん ・地方参政権について
7	2003. 7.12(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全体協議 しゃかいせいかつぶかい よびかいぎ じっし がいようほうこく ・社会生活部会予備会議(6/21実施)の概要報告 ちゅうかがっこうけんがくかい じっし がいようほうこく ・中華学校見学会(7/12実施)の概要報告 ぶかいべつきょうぎ 部会別協議 きょういくぶんか ぶかい 教 育文化部会 こくさいりかいきょうしつ こくさいきょうしつ ・国際理解教室、国際教室について しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会 ちいき ・地域のコミュニティづくりについて
	しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会 (よびかいぎ) 予備会議 2003. 8. 2(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	・コミュニティマップについて ちいき こうりゅう すいしん ・地域における交 流の推進について
8	2003. 9.13(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全体協議 しゃかいせいかつぶかい よびかいぎ じっし がいようほうこく ・社会生活部会予備会議(8/2実施)の概要報告 ぶかいべつきょうぎ 部会別協議 きょういくぶんか ぶかい 教 育文化部会 ほ こきょういく しゃかいきょういく ・母語教 育、社会教 育について しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会 じょうほうていきょう そうだんたいせい ちいきこうりゅう ・情 報提 供、コミュニティマップ、相 談体制、地 域交 流 すいしん ちほうさんせいけん の推進、地方参政権について

かい 回	にちじ ばしょ 日時・場所	きょうぎ ないよう 協議 内容
	(よびかいぎ) 予備会議 2003.10.25(土) 13:00～16:00 かながわ県民 活動サポート センター	きょういくぶんかぶかい 教 育文化部会 ・ 今までの協議内容の確認 ・ 提言項目について しゃかいせいかつぶかい 社 会生活部会 ・ 提言理由等について
9	2003.11.29(土) 13:00～16:30 地球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全 体協 議 ・ 予備会議(10/25実施)の概要について ぶかいべつきょうぎ 部会別協 議 きょういくぶんかぶかい 教 育文化部会 ・ 提言骨子案について しゃかいせいかつぶかい 社 会生活部会 ・ 提言骨子案について こんごうかいぎ N G Oかながわ国 際協 力会議との合同会議 ・ 両 会議の協 議状 況報告及び意見交換
10	2003.12.13(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全 体協 議 ・ 本日の協議内容について ・ オープン会議の開催について ぶかいべつきょうぎ 部会別協 議 きょういくぶんかぶかい 教 育文化部会 ・ 提言骨子案について しゃかいせいかつぶかい 社 会生活部会 ・ 提言骨子案について
	(よびかいぎ) 予備会議 2004. 1.10(土) 13:00～18:00 かながわ県民 活動サポート センター	・ オープン会議の進行及び役割分担等について協議 ・ 教 育文化部会及び社 会生活部会の提言骨子案について協議
11	2004.2.7(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全 体協 議 ・ 予備会議(1/10実施)の概要について ・ オープン会議について、開催日時及び開催場所を決定し進行 方法を協議 きょういくぶんかぶかい 教 育文化部会及び社 会生活部会の合同協議 ・ 両 部会の提言素案について協議

かい 回	にちじ ばしょ 日時・場所	きょうぎ ないよう 協議 内容
	(よびかいぎ) 予備会議 2004. 3.13(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全体協議 ・オープン会議の進行及び役割分担等について協議・決定 ぶかいべつきょうぎ 部会別協議 ・オープン会議で報告する提言素案について協議・確定 きょういくぶんかぶかい 教育文化部会 ・提言素案について しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会 ・提言素案について
12	2004.3.27(土) 13:30～16:20 地球市民かな がわプラザ	・「オープン会議」を開催し、委員がこれまで協議してきた内容を提言素案として説明し、県民の皆さんから意見聴取
13	2004.4.24(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全体協議 ・オープン会議の結果報告 ・最終報告と提言の形式 ぶかいべつきょうぎ 部会別協議 きょういくぶんかぶかい 教育文化部会 ・オープン会議で出された意見の反映及び提言項目の確定 しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会 ・オープン会議で出された意見の反映及び提言項目の確定
14	2004.6.26(土) 13:00～16:30 地球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全体協議 ・最終報告及び提言項目について ぶかいべつきょうぎ 部会別協議 きょういくぶんかぶかい 教育文化部会 ・最終報告及び提言項目について しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会 ・最終報告及び提言項目について
15	2004.7.17(土) 13:00～16:00 地球市民かな がわプラザ	ぜんたいきょうぎ 全体協議 ・最終報告の作成 ぶかいべつきょうぎ 部会別協議 きょういくぶんかぶかい 教育文化部会 ・提言の文言確認等 しゃかいせいかつぶかい 社会生活部会 ・提言の文言確認等

かい 回	にちじ ばしよ 日時・場所	きょうぎ ないよう 協議 内容
	(よびかいぎ) 予備会議 か 2004. 8.31(火) 14:00～17:00 けんみん かながわ県民 かつどう 活動サポート センター	いいんちよう ふくいいんちようおよ ぶかいちよう さいしゅうほうこく さくせいざぎょう ・委員長、副委員長及び部会長による最終報告の作成作業
16	2004.9.18(土) ど 13:00～16:00 ちきゅうしみん 地球市民かな がわプラザ	さいしゅうほうこく かくにん けつてい ・最終報告の確認・決定

## (2) ちょうさかつどう 調査活動

かい 回	にちじ ばしよ 日時・場所	ちょうさ ないよう 調査 内容
1	2003.7.12(土) ど 9:30～11:00 よこはまやまてちゅうかがっこう 横浜山手中華学校	よこはまやまてちゅうかがっこう じゅぎょう いいん めい けんがく ・横浜山手中華学校の授業を委員10名が見学した。
2	2003.10.26(日) にち 11:00～12:00 かながわちようせんちゅうこうきゅうがっこう 神奈川県朝鮮中高級学校	かながわちようせんちゅうこうきゅうがっこう こうかいじゅぎょう いいん ・神奈川県朝鮮中高級学校の公開授業を委員5 めい けんがく 名が見学した。

## (3) こうほうかつどう 広報活動 ニュースレター「ボーダーレスかながわ」の発行

かい 回	はっこう づき 発行 月	おも ないよう 主 内容
1	2003. 3 (No. 9)	だい き がいこくせきけんみん かいぎ ・第3期外国籍県民かながわ会議のスタートについて だい き がいこくせきけんみん かいぎ いいん しょうかい ・第3期外国籍県民かながわ会議委員の紹介
2	2003. 9 (No.10)	がいこくじんがっこうけんがくかい がいよう ・外国人学校見学会の概要について だい き がいこくせきけんみん かいぎ きょうぎけいか ・第3期外国籍県民かながわ会議の協議経過について
3	2004.10(予定) (No.11)	ちじ さいしゅうほうこく ていしゅつ ・知事への最終報告の提出について さいしゅうほうこく おも ないよう ・最終報告の主な内容について ねんかん にんき ぶん かせ ・2年間の任期を振り返って

イベントへの参加

かい 回	さんかび ばしょ 参加日・場所	おも ないよう 主 な 内 容
1	2003.5.10(土)～11(日) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	・ あーすフェスタかながわ2003の団体紹介コーナーで、 がいくせきけんみん かいぎ 外国籍県民かながわ会議のPRを行った。
2	2004.5.15(土)～16(日) ちきゅうしみん 地球市民かながわプラザ	・ あーすフェスタかながわ2004の団体紹介コーナーで、 がいくせきけんみん かいぎ 外国籍県民かながわ会議のPRを行った。

## 7 さんこう しりょう 参考資料

• <small>けんないがいくじんとうろくしゃすうおよ すい</small> 県内外国人登録者数及び推移 -----	3 0
• <small>がいくせきけんみん きろく</small> 「外国籍県民フォーラム」の記録 (あーすフェスタかながわ2004 ----- <small>じっこういんかいへん</small> 実行委員会編)	3 3
• <small>がいくせきけんみん かいぎせっちようこう</small> 外国籍県民かながわ会議設置要綱 -----	4 3
• <small>がいくせきけんみん かいぎうんえいようりょう</small> 外国籍県民かながわ会議運営要領 -----	4 6



けんないがいこくじんとろくしやすうおよ すいり  
 県内外国人登録者数及び推移

けんないがいこくじんとろくしやすういちらん たんにん にん  
 県内外国人登録者数一覧(単位:人)

こくせきすう 159 かげこ  
 国籍数 159ヶ国

しちやうそんべつ 市町村別	こくせきべつ 国籍別	ぜんこくせき 全国籍 ごうけい 合計	ちゆうごく 中国	かんこく 韓国・ ちゆうせん 朝鮮												た か こ く 146ヶ国 その他
けんごうけい 県合計		149,012	37,075	34,316	16,490	14,203	8,218	5,291	3,926	3,661	2,138	1,847	1,414	1,399	1,317	17,717
よこほまし 横浜市		65,904	22,398	15,949	6,273	3,926	1,731	2,653	1,270	1,225	1,147	695	401	114	534	7,588
つるみく 鶴見区		7,524	1,555	1,950	781	1,504	543	118	88	40	43	35	1	0	53	813
かながわく 神奈川区		3,887	1,569	1,219	289	72	41	126	65	22	50	18	16	1	25	374
にしん 西区		2,515	1,199	683	180	25	60	57	39	5	33	19	0	1	19	195
なかく 中区		14,061	6,022	2,866	1,130	82	49	1,011	235	26	557	221	27	1	45	1,789
みなみく 南区		6,479	2,303	2,164	851	121	60	91	224	17	57	51	8	6	26	500
こうなんく 港南区		2,008	672	573	230	126	29	71	52	36	15	10	4	0	29	161
ほどがやく 保土ヶ谷区		3,174	1,402	857	308	17	6	78	63	23	32	25	9	16	56	282
あさひく 旭区		1,982	723	502	225	23	23	72	58	19	26	5	87	5	38	176
いそごく 磯子区		2,980	1,018	696	231	362	189	97	51	6	32	34	4	2	32	226
かなざわく 金沢区		2,477	577	544	176	322	385	106	40	32	27	18	1	0	17	232
こうほくく 港北区		4,420	1,025	1,155	464	214	59	258	82	43	87	112	1	1	49	870
みどりく 緑区		2,025	730	354	297	229	55	47	29	18	19	9	2	8	19	209
あおばく 青葉区		3,128	992	670	220	64	34	230	58	10	89	41	0	2	47	671
つづきく 都筑区		2,307	316	543	234	309	39	112	49	41	19	44	2	1	18	580
とつかく 戸塚区		2,672	990	489	298	323	52	81	47	87	26	35	9	3	17	215
さかえく 栄区		861	209	227	91	44	16	45	20	79	20	5	2	0	7	96
いずみく 泉区		2,221	736	218	137	36	57	32	34	592	12	10	169	53	16	119
せやく 瀬谷区		1,183	360	239	131	53	34	21	36	129	3	3	59	14	21	80
かわさきし 川崎市		26,411	6,553	9,265	3,183	1,432	603	693	469	257	322	632	19	14	216	2,753
かわ 川 中 央 支 所		4,498	1,151	1,773	597	207	111	28	53	41	27	196	0	2	24	288
さき 崎 大 師 支 所		2,300	370	977	222	389	131	15	41	16	13	0	0	2	15	109
く 区 田 島 支 所		3,143	239	2,071	254	299	86	8	38	22	8	2	0	0	34	82
さいわい 幸区		2,948	832	1,007	419	77	135	41	58	20	6	151	0	0	10	192
なかほらく 中原区		3,397	958	958	392	121	35	127	74	23	69	117	3	2	32	486
たかつく 高津区		3,084	774	918	454	117	35	135	52	34	39	77	4	0	20	425
みやま 宮前区		2,514	696	602	328	97	31	125	77	73	41	10	7	4	54	369
たまく 多摩区		3,102	1,003	644	412	83	10	151	44	21	88	64	5	1	22	554
あさ 麻生区		1,425	530	315	105	42	29	63	32	7	31	15	0	3	5	248
よこすかし 横須賀市		4,582	599	1,088	1,126	395	362	398	92	33	33	8	3	0	53	392
ひらつかし 平塚市		4,692	482	533	718	1,244	247	59	106	126	19	10	228	198	36	686
かまくらし 鎌倉市		1,182	174	414	79	31	3	152	18	7	63	10	0	2	8	221
ふじまわし 藤沢市		5,573	680	944	312	975	816	197	149	268	92	36	31	24	151	898
おだわらし 小田原市		1,704	285	412	335	277	33	42	43	18	38	3	2	4	20	192
ちがさきし 茅ヶ崎市		1,455	248	313	230	141	54	79	35	32	55	6	10	0	23	229
ぼし 逗子市		362	40	128	29	5	2	66	7	3	16	1	1	0	0	64
さがみほらし 相模原市		9,275	2,144	1,817	1,680	594	295	279	311	164	111	230	249	151	65	1,185
みよほし 三浦市		181	22	57	46	2	6	21	3	1	1	0	0	0	2	20
はたのし 秦野市		3,265	604	230	117	944	344	52	50	224	19	3	66	137	34	441
あつぎし 厚木市		4,770	602	482	402	689	882	74	146	408	40	53	100	286	17	589
やまとし 大和市		6,133	849	1,056	772	392	1,267	140	251	345	21	70	170	164	32	604

市町村別	国籍別 合計	中国	韓国・ 朝鮮	フィリピン	ブラジル	ペル- バル	米 国	タイ	ベトナム	英 国	インド	カンボ ディヤ	ラオス	インドネ シア	その他 146ヶ国
伊勢原市	1,392	232	185	150	224	89	25	31	157	51	9	12	5	3	219
海老名市	1,860	238	292	132	251	180	50	199	73	44	37	7	35	7	315
座間市	2,498	352	396	321	269	163	118	109	94	27	14	8	36	16	575
南足柄市	309	64	68	12	102	11	5	4	1	1	0	1	0	2	38
綾瀬市	2,512	125	203	116	844	139	43	459	120	4	9	46	202	27	175
葉山町	232	22	45	22	3	1	60	4	0	14	1	0	1	7	52
寒川町	644	32	64	47	193	79	7	43	47	1	2	0	0	19	110
大磯町	137	19	32	22	4	3	16	11	0	3	0	0	3	1	23
二宮町	197	23	13	36	71	1	11	4	0	2	0	3	1	1	31
中井町	105	3	10	5	45	29	2	1	0	0	0	0	0	0	10
大井町	74	17	11	14	17	5	2	3	1	1	0	0	0	1	2
松田町	59	16	12	6	9	3	1	2	0	0	0	0	0	1	9
山北町	30	7	8	10	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
開成町	129	40	18	9	51	3	1	2	1	0	0	0	0	1	3
相模町	150	26	21	13	53	3	7	1	2	3	2	0	2	6	11
真鶴町	54	24	16	9	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
湯河原町	328	32	110	98	6	36	4	3	0	0	0	0	0	4	35
愛川町	2,191	63	48	95	747	810	7	84	46	3	4	56	14	27	187
清川村	15	2	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
城山町	142	24	29	33	18	2	5	2	3	2	5	0	1	0	18
津久井町	344	23	37	24	190	10	11	7	5	2	7	1	5	3	19
相模湖町	42	4	6	5	7	0	2	7	0	3	0	0	0	0	8
藤野町	79	7	4	6	39	5	7	0	0	0	0	0	0	0	11

2003(平成15)年12月31日現在

がいこくじんとうろくしゃすう すいい たんにん にん  
外国人登録者数の推移 (単位：人)

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年
けん県 ごうけい 合計	41,266 (100.0)	41,664 (101.0)	47,279 (114.6)	77,351 (187.4)	104,882 (254.2)	123,179 (298.5)	135,104 (327.4)	141,314 (342.4)	149,012 (361.1)

( )内は1975年を100とした時の指数

がいこくじんとうろくしゃ こくせきすう すいい たんにん くに  
外国人登録者の国籍数の推移 (単位：国)

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年
けん県 ごうけい 合計	85 (100.0)	97 (114.1)	100 (117.6)	119 (140.0)	153 (180.0)	154 (181.2)	154 (181.2)	155 (182.4)	159 (187.1)

( )内は1975年を100とした時の指数

がいこくじんとうろくしゃすう じょうい かこく すいい  
外国人登録者数の上位5カ国の推移

	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2001年	2002年	2003年
1位	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (29,141)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (29,611)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (30,337)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (33,443)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (32,960)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (33,453)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (34,421)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (34,490)	ちゅうごく 中国 (37,075)
2位	ちゅうごく 中国 (6,112)	ちゅうごく 中国 (5,777)	ちゅうごく 中国 (7,230)	ちゅうごく 中国 (13,806)	ちゅうごく 中国 (20,175)	ちゅうごく 中国 (27,389)	ちゅうごく 中国 (31,186)	ちゅうごく 中国 (34,071)	かんこく 韓国・ ちょうせん 朝鮮 (34,316)
3位	べいこく 米国 (2,609)	べいこく 米国 (2,375)	べいこく 米国 (2,943)	ブラジル (8,143)	ブラジル (14,471)	ブラジル (12,565)	ブラジル (13,888)	フィリピン (14,670)	フィリピン (16,490)
4位	えいこく 英国 (465)	えいこく 英国 (469)	フィリピン (968)	フィリピン (4,040)	フィリピン (7,648)	フィリピン (12,040)	フィリピン (13,608)	ブラジル (14,091)	ブラジル (14,203)
5位	ドイツ (361)	フィリピン (368)	えいこく 英国 (710)	べいこく 米国 (4,035)	ペルー (6,110)	ペルー (6,920)	ペルー (7,533)	ペルー (7,850)	ペルー (8,218)

( )内は登録者数(単位：人)。また、各年のデータは、いずれも12月31日時点のものである。

# 「外国籍県民フォーラム」の記録

けいしょうりやく  
(敬称略)

## 1 開催宣言 (コーディネーター 金正和 第3期外国籍県民かながわ会議委員長)

本日はいつもの外国籍県民かながわ会議とは別に「外国籍県民フォーラム」と題して特別の催しとした。壇上にお並びいただいたのは、第1期と第2期の委員と第3期の委員。本日は、これまで1期2期の提言をもとに実現された実績や、この10月に知事に提言しようとしていることに関して、皆さんとともに意見を交換しながら、よりよい共生に向けて考えることができればと思う。

## 2 「外国籍県民かながわ会議」の目的・設置の経緯等の説明

かないのぶたか もとかながわけんしやうがいぶしやうがいそむしつしよくいん  
(金井信高 元神奈川県渉外部渉外総務室職員)

1994年に日本に帰国して5年2ヶ月渉外部渉外総務室で外国籍県民かながわ会議の立ち上げに従事。会議は1998年11月に第1期がスタート。この会議は、1996年の川崎市、1997年の東京都に次いで、全国で3番目に設置された公募の外国籍の住民で構成された会議。こうした会議は全国に広がり、2003年度現在、委員が外国籍住民のみの会議が、神奈川県、川崎市、埼玉県、静岡県、浜松市、松戸市、広島市に、委員が外国籍と日本籍の両方の住民で構成されている会議が大阪市、京都市、三鷹市、東京都、厚木市に設置されている。

この動きの背景には1980年代のインドシナ難民の定住や1991年の出入国管理法の改正による日系人や実務研修生の増加により、地域に新たに定住する外国人が急増し、外国籍住民に対応していなかった自治体の窓口や学校が苦慮した反省がある。県内の外国人登録者数で1975年と2002年を比べると、登録者数で4万人強から14万人強へと300%以上の増加、国の数で85から155へと180%以上の増加となっており、いかに著しい増加があったかわかる。また、1980年代の指紋押捺廃止運動に代表される在日韓国・朝鮮の方々の粘り強い人権運動という2つの契機のもとで、外国籍住民との共生を目指した地域の大きなうねりの中から外国籍住民会議は生まれた。

納税の義務を負い、同じ住民として、地域のさまざまな問題や課題に直面している仲間でありながら、地方参政権を持たず議会を通じた地域の問題解決に参加できない外国籍住民の、ともに生きる地域社会への参画を推進し、外国籍住民自身による問題解決のアプローチの道筋を確保するために会議は設置されている。

神奈川県における会議の設置については、1996年2月の江橋崇法政大教授を会長とするかながわ国際政策推進懇話会報告で初めて提言され、次いで、同報告を踏まえて1997年3月に策定された新かながわ国際政策推進プランとかながわ新総合計画の重点プロジェクトの中で、NGO代表者会議の設置とともに明確に位置付けられた。次に、全国の状況や県内民族団体へのヒアリングを踏まえ、具体的な会議の構成、運営等について、かながわ国際政策推進懇話会の検討を経て1998年2月に提言をいただき、募集し、有識者で構成された選考委員会による委員選考を経て11月にスタートした。

かながわけん がいこくせきけんみん かいぎ とくちょう  
神奈川県の外国籍県民かながわ会議の特徴は、

- ・要綱で設置されていること
- ・全て公募の委員で構成されていること
- ・選考は行政ではなく有識者による委員会が行うこと
- ・県内在住者のみならず在勤在学者も認めていること
- ・会議運営は委員の自主的運営に任せられ、原則公開で行われること
- ・年間8回開催されること
- ・NGOかながわ国際協力会議との連携が図られていること
- ・知事には会議運営協力と提言尊重義務があること

である。

川崎市のように条例で設置しないと安定性に欠けるのではという指摘があったが、今までの運営状況を見る限りそうした問題は生じていないと思う。また、日本国籍住民と同じテーブルで協議しなければ問題解決に至らないという指摘もあったが、NGOかながわ国際協力会議との共同の様々な試みがうまく機能していることから、2つの会議を同時に設立した効果があったものと考えている。全国の会議との連携を目的に、1999年川崎市、2000年神奈川県、2001年京都市、2003年神奈川県で、各地域の外国籍住民会議が集まり、共通の課題を話し合い、アピールを採択している。

### 3 第1・2期会議の実績紹介

#### (1) 第1・2期会議の紹介(ウィルソンヘザー 第2期会議副委員長)

1期と2期で委員を務めた。1期の会議の雰囲気がよく、自分の思っていることを言えた。今までそういう場所がなく、県の方々が私たちの意見を聞いてくれるのがうれしかった。最初から、いろいろな意見や問題が出て、整理するのは大変だったと思う。県が何をしてくれるのか、自分たちの力で何ができるかということの話題が最初は多かった。たとえば、再入国ビザの問題は、県ではなく国の問題で、どういうことを県にお願いできるかなど、勉強になった。

1期の大きなテーマは、病院、住宅、学校関係において、外国籍県民に多言語の情報がないということであり、解決が急がれ、すまいサポートセンターやM I Cかながわとして実現していくことになった。学校での多文化教育や国際理解教育についても、よく話し合われ、提言が行なわれた。

2期は1期から継続した話題もあり、参政権のことも話し合われ、東南アジアの難民の支援を続けること、DV(ドメスティック・ヴァイオレンス)も含む相談システムの整備が、提言に盛り込まれた。また、相談システムの整備に向けた提言をまとめる中では、県や市に多言語相談窓口はあるが、窓口の方の態度が悪いという評判も含めて話し合った。ITの時代であることを踏まえた多言語情報を県インターネットホームページ上に掲載することを提言し、現在作成中と聞いている。

私たちも勉強不足の面があったが、行きたいと言えば、県ですぐに手配し、中国や朝鮮の学校や、サーラーという女性のシェルターを訪問し、勉強になった。事務局と委員がともがなばって、よい会議運営、提言、提言の実現につながったと思う。

## (2) 「かながわ外国人すまいサポートセンター」

( 裛安 かながわ外国人すまいサポートセンター理事・第2期会議副委員長 )

1期2期を通じて教育文化部に所属。かながわ外国人すまいサポートセンターは社会生活部会の1期提言のうち、「居住支援システムの整備」として提言されたものである。家を借りることが非常にたいへんであるというインドシナ難民の方からの提案を受けて、会議の中で協議され提言されたものである。

かながわ外国人すまいサポートセンターは、この協議と平行して、1999年に、会議の中に、外国籍県民の居住システムを考える会を作ろうということになったのが始まりで、準備をして、2001年に設立されたものである。準備段階で重要だったのは、外国籍県民の中から出た要求を、県が真剣に受け止め、委員と県職員が一体となって解決に向けて努力したことであり、とても意義のあることだと考える。もちろん、委員と県職員だけでできることではなく、まして国際課の担当だけで解決できる問題ではなく、横浜や川崎の行政関係者、宅建協会をはじめとする業界団体、業者、民族団体の参加を得て、何度も話し合い、理解を深めながら設立にこぎつけた。3年の間にはたいへんな苦労があったと思うが、この苦労の3年間は、すまいのことで涙を流してきた外国籍の人々の半世紀以上に及ぶ苦労に比べれば、それほどでもなかったかと思う。それだけ重い、すまいということを決済できない多くの外国人がいたということを改めて認識しなければいけないと思う。

現在、9言語で生活マニュアル、6言語で公営住宅入居マニュアルを作成し、今年にはインドシナ3国の言語で作成を予定。年間平均650~700件の相談があり、すまいだけではなくあらゆる相談がくる。わからないことがあれば、かながわ外国人すまいサポートセンターに聞けと言われるまでになった。入管のことや、離婚したい、DV、精神障害者の相談までくる。涙なくして聞けない人生相談も含めて、みなさんの役に立っているという喜びも感じるが、反対にそれだけ問題も多いということであり、半世紀以上にわたってまだまだ解決していない問題があるということでもある。

日本の居住のシステムというものをある意味変えていかなければいけないというところまで考えが及ぶが、今はそこまで変えるということではなく、一番問題となっている保証人問題について私たちが手で解決したい。現在は保証会社をお願いすることが多いが、保証会社の審査がとても厳しかったり、なかなかハードルを越えられなかったことが多いので、かながわ外国人すまいサポートセンターが独自にやるかどうかはともかく、何かしらの形で保証人問題の解決を目指して取り組もうとしている現状である。

## (3) 「MICかながわ」(松野勝民 MICかながわ副理事長)

本職は医療機関のソーシャルワーカー。外国人の医療問題は、90年がひとつの大きな節目。当時マスコミやテレビで騒がれたのが外国人の医療費の問題で、大きな社会問題だった。

1期の18番目の提言の医療通訳の具体化として、2001年に県国際課に医療通訳制度検討委員会が設置されたのが始まり。自分は当初からこの委員会の委員として関わってきたが、とにかくモデル事業的なものやってみようということになった。オープンでやるわけにはいかないので、いくつか条件を考え、県内6病院にしばって、言語をスペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語、タガログ語の5言語にしぼり、2002年からモデル事業として通訳の派遣を始めた。

派遣の仕方であるが、県民サポートセンター2階の外国籍県民相談窓口には医療通訳の派遣ブースを設け、9時から16時までコーディネーター1名を配置した。医療機関はそこに電話1本すれば、通訳が派遣されるようになった。これは、画期的なことで、医療機関としては非常に楽になった。それまで、医療機関に外国人が訪れると言葉が通じなくて困っていた。医療において言葉が通じないというのは、治療にならないし医療にならない。医師の診察場面だけではなく、いろいろな場面で言葉の問題があったはずなのに、なかなか表に出てきていなかった。それまでは個人の通訳にお世話になっていた。そんな中でこのシステムができたことで、電話一本で、いつ何時に何語の通訳をお願いしますということで派遣ができるようになり、病院側のストレスが激減した。患者側の話もよく聞けるようになり、患者側もよく話をしてくれるようになった。

2003年度からかながわボランティア基金21の助成も得て、医療通訳派遣システム構築事業として再スタートした。2003年10月からタイ語と英語の2言語を増やし、登録通訳も当初の39人では足りないということで、県の協力を得て県のたよりで広報し公募したところ250人の応募があった。日本語と外国語双方の言語能力の事前書類審査をした上で研修を行い、最終的に39人の通訳を増やし、78人が通訳登録した。この基金の助成は最長5年間となっており、それまでにはシステムを構築しなければならぬ。

外国籍県民かながわ会議の提言がなければM I Cかながわは実現しなかった。県内のすべての医療機関の要請に対応できるようになれば一番よいと思うし、外国籍県民が安心して県内すべての医療機関にかかれるのが理想であるが、通訳スタッフの数の問題もあり、そこまで行くのはかなり先のことだと思う。もうひとつの問題は、通訳スタッフの派遣の費用、コーディネーターのブースの問題、そういった予算をどこがどういうふうで確保していったら一番よいのか、検討協議会で県と継続して話し合っている。今のところ、これといった結論が出ていないのが現状だが、結論を出さないわけにはいかないの、早ければ今年度ある程度のメドを立てないといけないと考えている。外国籍県民が病気になるたりケガをしたりして医療機関にかかるのは必然であり、生存権、人権に関わる内容でもある。一人でも多くの外国籍県民が安心して医療機関にかかれるようにするためのシステム作りを県と協働で構築中。

#### 4 第3期会議の提案素案の紹介

##### (1) 第3期会議の紹介(仁井テリー 第3期会議副委員長)

藤沢に在住。1期2期の会議の話を聞いてとても参考になった。外国籍県民かながわ会議を以前からご存知の方は拳手願いたい。半分以上の方が知っているを確認。3期は2002年から始まり、会議はあと数回を残すのみとなり、任期は終わりに近い。県知事への提言はほぼ完成されている。14の国の20人の委員で3期会議は構成されている。いろいろなバックグラウンドを持つ20人が集まると、幅広いさまざまな問題を抱えており、DV、ビザの更新、医療、就職、学校等個人で考えられないほどたくさん問題があって、私たちもびっくりすることが多くあった。毎月、あーすプラザで3時間ほどいろいろな課題について研究して議論して提言を作成している。今期も2つの部会に分かれ、それぞれ深く徹底的に課題を勉強して話し合っている。

(2) 教育文化部長の提言素案(菅 隆 第3期会議教育文化部長)

韓国籍で在日2.5世で在日歴31年。1期2期と積み重ねてきたことがあったが、3期のメンバーは新しく委員になった方も多く、一からそれぞれの抱えている問題について、提言されたがどのくらい実行されているかも含めて、お互いが考えていることをそれぞれ出し合い、その結果、素案では19もの提言が盛り込まれた。多すぎるといふ指摘もあり、修正している段階。考え方としては3つのポイントで提言。一つが制度の問題。特に教育に関して、この制度をこうしたことで教育環境がよくなるのではないかと考えるところ。もう一つは社会教育で、子供に対する教育だけではなく地域やそこに暮らす人々の意識をステップアップする形での教育をする場所があるのではということ。3つ目は学校教育で、学校の中でどのように教育していくか、われわれとしてどういうふうに変えてほしいのかという観点からの提言。

具体的な提言は、外国人学校卒業生に国として大学受験資格を認めていないことの改善。教育環境を整える意味で、厳しい外国人学校運営への助成や税制上の優遇といった支援。外国籍県民の進路の問題でもあるが、学校の現場にどんどん外国籍県民を入れてほしいということで、教職員の国籍条項撤廃に向けた働きかけ、また、神奈川県には外国籍教員がいないので積極採用を求める提言。児童生徒の学習支援として、日本語の十分でない子供たちに関して、日本語の勉強を補う国際教室設置校の拡大と担当教員の配置、教材の整備、日本語指導協力者への研修の充実。進路に関する問題は、3世になっても不安が残っており、外国籍だから落とされるのではないかと、次のステップに何をしたいのか分からない。親も不安定な中で暮らしており、日本社会で受け入れてくれないということばかりが先立ってしまうので、こういう道もあるよと提示できないかということからの進路に関する情報提供の充実。まずは就学をしっかりと確保することが前提であり、来日3年以内の子供たちには在県外国人特別募集枠があるが、その枠を拡大してほしいということ。3年ではなかなかむずかしく、6~7年くらいまでは枠を広げてほしい。それ以前に就学していないという状況が生まれており、保護者に教育の重要性を認識してもらおうPR。子供たちが母語を忘れないようにする学習の支援。学校の公文書で元号を使用するのは分かりにくいので、西暦の併記の検討。子供たちの多文化理解を推進するために、学校教育の中での交流の促進。会議委員の学校教育現場での活用。あーすフェスタかながわのようなイベントの各地での開催。提言は重点的な位置づけをすべきであると考えてるので、残された会議の中で一番訴えたいことをつめていきたい。

(3) 社会生活部長の提言素案(シム コン モー 第3期会議委員)

マレーシア出身。社会生活の問題は大きく幅が広がった。提言は4つ。まず、外国籍県民のための総合相談窓口の設置についてである。今も、市町村や県民センターに外国籍県民相談窓口はあり、さまざまな言語で対応しているが、利用しづらいという意見がある。かながわ外国人すまいサポートセンターやM I Cかながわなど各分野の専門機関をネットワークした相談体制を構築したい。県や市町村では外国籍県民向けのさまざまな情報を用意しているが、ほしい人に情報が伝わっていない、窓口が有効に使われていないというもったいない状況があり、各窓口や団体をリンクし、情報を提供する窓口ができないかと考えている。外国籍県民がその一つの窓口につながれば、そこからさまざまな分野の専門窓口を紹介する、簡単な情報であればそこで提供するという機能を持たせたい。



次に、情報提供についてであるが、外国人登録時にさまざまな必要な具体的な地域の情報や資料をウェルカムキットとして提供してほしいということである。

3つ目が、県政への参加として、定住外国人への地方参政権の付与である。県議会の議員定数を定める県人口には選挙権のない外国籍県民も含まれており、県内市町村のすべてが地方参政権確立に関する意見書を採択している状況を踏まえて、地域住民として自分たちの代表を県政に参加させることを可能とする定住外国人への地方参政権の付与を国に働きかけることを求めている。また、現在はそうした制度はないが、将来、県が住民投票制度を導入するときは、定住外国籍県民にも投票権を付与することを求めている。

4つ目が、地域の中での国際交流の促進についてである。本日のイベントも含めいろいろな国際交流のイベントがあるが、外国籍県民が参加しやすい環境を整備することを求めるものである。いまだに外国籍県民が自治会に入るのを断られたりする状況があり、そういうことがないように県の指導的な役割に期待している。外国籍県民の母国の文化を生かした地域の交流活動の積極化と日本人との相互理解の促進を進めたい。

## 5 会議の今後の可能性についての意見交換

【外国籍県民かながわ会議ができる前はどうか？】

金正 和（第3期外国籍県民かながわ会議委員長）1期2期3期と、こうした形で外国籍県民かながわ会議は進み、設立後6年を経過しようとしている。ここで振り返って、会議ができる前は、外国籍の皆さんはどんな思いで当時はいたのか知りたい。今は会議があるので、みんなで考えたり、一緒に勉強したり、提言したりできるが、会議がなかった時代、どんな思いでいたか、エピソードなどあれば紹介したい。

モハammad アンワル（第3期会議副委員長）川崎市民でパキスタン国籍。神奈川県会議に先立って川崎市外国人市民代表者会議が設置され、当初から関わってきた。その前となるとずいぶん昔のことになる。思い出してみると、そうした会議のできる前は、外国人として抱えていた問題を訴える場所がなかったと思う。自分の住んでいる川崎市にも国際交流協会があり、何度か相談に行ったのだが、川崎市に住んでいる外国人の問題を解決する組織ではなく、海外との交流がメインである印象を受けた。日本で留学生として勉強し、就職もし、川崎市に住んだが、自分も含めて周りの多くの人たちも指摘するのは、生活する中で一番大きな問題は住宅の問題。住宅を確保するのが一番たいへん。この問題があるということをごに訴えればいいのか、市や県などこの部署に行けばいいのか、それが分からないのが大きな問題だった。市や県でこうした外国籍住民で構成された会議ができて、いろいろな問題は解決したが、まだまだ問題は残っている。そのため、総合相談窓口を作りたいという提案がある。いろいろな窓口や組織ができていくが、たくさんの外国人がどこに行けばいいのか分からない。そのために、こうした外国人のための110番みたいなものがあると役に立つと思う。

志賀 ギゼリンデ（第3期会議委員）38年前にドイツから来日。夫は日本人。日本人と結婚しているので、ほかの方と少し立場が異なるかもしれない。日本人と結婚していると自然に周りの人からも認められてくるところがあった。しかし、相談できる場所は全然なかった。今は日本語を勉強する学校

はたくさんあるが昔はなく、一人で日本語の勉強をした。来日当初大阪府高槻市に3年間住んだが、当時は外国人は少なく、子供にはドイツ人だと言ってもアメリカ人だと呼ばれていた。しかし、年の上の方は、アメリカ人ではなくドイツ人と言うとむしろ親切だった。戦争のことが影響していたのかもしれない。

【外国籍県民のための総合相談窓口の設置の道筋は？】

金正和(第3期外国籍県民かながわ会議委員長)3期委員の中で、外国籍県民のための総合相談窓口の設置に向けて委員も何かできないか話し合っているが、1期2期の先輩たちと違って、3期は新たに集まったメンバーが多く、どのように実現していけばよいのか分からず、会議の中ではこういうものがあつたらよいなという夢物語に近い状態で考えられている状況。そのへんを踏まえて、1期や2期の委員が、かながわ外国人すまいサポートセンターやMICかながわを作っていく過程での苦労などについて、3期委員にアドバイス願いたい。実現に向けて委員会を作って、一緒に委員になってサポートいただけるとありがたいのだが。

裴安(かながわ外国人すまいサポートセンター理事・第2期会議副委員長)大変な苦労というのは、NGO、関係団体や行政の人たちを集めて、枠組みを話し合う場所を作ったのがたいへんだつた。その場所を作った方が会場におられるので、ぜひ、状況を話していただきたい。

水田秀子(元神奈川県国際課職員)1期途中から2期途中まで国際課で外国籍会議の提言の実現に向けたお手伝いを担当。提言というのは夢であるので、具体化には、誰がどういうことをやったらよいかを分析して取り組む必要がある。どこに誰がいて、その中で手伝ってくれそうな人がいてといった情報分析から始めて、具体的に熱意を持ってアプローチをする。すべての関係者が手伝ってくれるわけではないので、やってくれる気になった方を、なるべく幅広い人たちを、小さな手がかりでよいからたぐりよせて、将来のシステムを設計するプロジェクトを立ち上げていくことが大事である。

【外国籍県民かながわ会議の運営円滑化と可能性は？】

金正和(第3期会議委員長)1期2期委員、県、NGOの方々のご協力をお願いしたい。1期2期は引き続き委員になっていた方が比較的多かつたが、要綱上2期までしか委員が継続できないため、2期から3期に継続した方は少数だつた。県の担当も約2年で交代することもあり、引継ぎがうまくいかなかつたりした。委員の中でもやる気のあるひともしればない人もいて、県の職員にもやる気のあるひともしればない人もいて、なかなか難かつた。出会いが大事だつと思う。どうやったら、もう少し活性化するのが、どうやったらスムーズにことが運ぶのか、ようやく最近もつとこういうふうによつたらよかったと思うこともある。今後とも4期5期とつづくであろうこの会議について、そもそもこの会議はどうあるべきなのか、今後どういふふうに進んでいったらよいのか、どういふふうによつたらよいのか、ということをおもひで話し合つていきたい。そのことについて、諸先輩方、学識経験者の方、会場のみなさんからご意見をいただきたい。

フロア参加外国籍県民 何回集まつても、何人で集まつても、単なるおしゃべりでは結果が出ない。弁護士、専門家などの意見も参考に、問題の根本をきちんと調査して話し合つたほうがよいと思う。何かを作

ろう、解決しようという努力は評価する。

シム コン モー (第3期会議委員) 知事への提言の全部が実現できるものではない。委員となり、さまざまな人と知り合い、話し合い、自分たちが取り組めば、かながわ外国人すまいサポートセンターやM I Cかながわなど、いろいろなことが実現できることが分かった。県だけに任せでも実現できない。県のサポートがあって、委員がいろいろな人をまきこんで実現していくということであり、単に集まって話して終わるということではなく、これからの自分たちの問題である問題の解決に向けて、一歩前に踏み出したい。がんばればひとつでも解決してよくなる。会場のみなさんもお手伝いいただきたい。

潘民生 (第2期会議委員長) 56年日本に在住。中華学校に勤務。結核予防のツベルクリン予防接種が義務ではなくなったが、各種学校扱いの外国人学校にはなんの通知も来ない。学校として認めないのは日本の法律で仕方がないとしても、外国人も人間であることを認めてほしい。外国人自身が差別されていることに気がついていない。日本人にも外国籍県民にも発信できる所として、この会議は重要で、ぜひ継続願いたい。

滝田祥子 (横浜市立大学国際文化学部国際関係学科助教授) 市レベルの会議と県レベルの会議の違いは何か？ 外国籍住民の直面する課題は、県で動けることは少ないのではないかと思う。今回の提言素案でも、市町村に要請することがあることから、市町村レベルでやるべきことが多いと思う。また、会議の代表性的問題とも関連するが、エスニックマイノリティとして自分たちが力をつけて要求していくことが大事だという議論もある中で、オールドカマーには組織があると思うが、ニューカマーがエスニックマイノリティとして力をつけるためにできることは何か？

モハammad アンワル (第3期会議副委員長) 住宅、教育、情報などの外国籍住民の抱える問題は日本全国どこでも同じ。それらの問題の多くは、県でも市町村でも解決できない。国レベルでないと解決できない問題が多い。国に対して直接提言できないので、市長や県知事を通じて国に働きかけていくルートの確保ということが会議の目的の一つ。また、本日のイベントやマスコミを通じて会議で話し合っている内容を問題提起して、日本人に伝えていくという社会教育の面でもこの会議の意義がある。県レベル・市レベルで解決できることの違いを気にせず、できることをやり、できないことをルートを通じて国に働きかける。代表制の問題であるが、委員は選挙で選ばれているわけではなく、外国籍住民を代表しているとは言えないかもしれないが、学識経験者で構成された選考委員会で選考されている。われわれは、与えられたチャンスの中でベストをつくすのみ。3期の提言素案にもあるが、外国籍住民のほとんどの問題のネックにあるのは日本人の心の奥底に潜む差別意識であり、外国籍住民に地方参政権を与えることによりかなり解決されると思う。地方参政権を得て、投票するようになれば有権者として意識を持って考えるようになり、被選挙権が得られれば、市議会や県議会に代表を送ることが可能となり、場合によっては、こうした会議の必要性がなくなるかもしれない。

安亨均 (在日本大韓国民団神奈川県地方本部事務局長) エスニックマイノリティが力をつけるということ、会議の可能性について考えてみた。韓国民団は日本社会の中でそういった意味では力を持っており、行政差別撤廃運動を展開し、要望を行い、いわゆる圧力を加えながら、国民年金加入、公営住宅入居、高齢者・障害者福祉、最近では地方参政権に取り組んできた。そうした運動は成果を上げてきた。それは力があつたからということも言えるが、日本社会が変わらざるを得なかったという場合もある。しかし、そうした運動を進めてきた人たちは、民団を一步離れば、日本名

を使い日本人のふりをして生活をせざるを得ない状況がある。そうした人たちの満たされない部分<sup>ぶぶん</sup>が、民団<sup>みんたん</sup>という力<sup>ちから</sup>を借りて自分たちの生活向上<sup>せいかつこうじょう</sup>を図っている。ニューカマーの同様の団体<sup>どうようだんたい</sup>も同じような道を歩むのだろうと思うが、民団はそれだけではだめなんだという問題意識<sup>もんだいいしぎ</sup>から、NPO法人<sup>ほうじんみんだん</sup>国際協力<sup>こくさいきょうりょく</sup>センターを作った。地域の外国籍住民<sup>ちいきがいくせきじゅうみん</sup>として、対等<sup>たいとう</sup>に行行政<sup>ぎょうせい</sup>に参加<sup>さんか</sup>もしながら、要望<sup>ようぼう</sup>もして、協力<sup>きょうりょく</sup>もして一緒に何か作っていこうという方向<sup>ほうこう</sup>が時代の要請<sup>じだいようせい</sup>であり、若いわれわれ<sup>わが</sup>韓国籍世代<sup>かんこくせきだい</sup>の要望<sup>ようぼう</sup>でもある。ただ、内部<sup>ないぶ</sup>ではそういう馬鹿馬鹿しいことはしないで、もっと大きな団体<sup>だんだい</sup>として、たとえば朝鮮総連<sup>ちようせんそうれん</sup>や華僑總會<sup>かきょうそうかい</sup>と力を合わせて、もっと政府や行政<sup>せいふぎょうせい</sup>に圧力<sup>あつりょく</sup>をかけた方がよいという意見<sup>いけん</sup>を持った人もたくさんいる。そういう目で見ると、この会議<sup>かいぎ</sup>はある意味<sup>いみ</sup>まどろっこしいところはある。

3期<sup>き</sup>の提言素案<sup>ていげんそあん</sup>を見させていただいたが、当然<sup>とうぜん</sup>すべて実現<sup>じつげん</sup>されていなければいけない提言<sup>ていげん</sup>ばかりだが、制度<sup>せいど</sup>の壁<sup>かべ</sup>もあるが、非常<sup>ひじょう</sup>に大事<sup>だいじ</sup>で細かい部分<sup>こまぶぶん</sup>が進<sup>すす</sup>んでいない。進まない原因<sup>げんいん</sup>は何<sup>なに</sup>かという苦言<sup>くげん</sup>ではないが、まじめに話し合っていることには敬意<sup>けいぎ</sup>を表<sup>ひょう</sup>すが、それが実際<sup>じつさい</sup>実現<sup>じつげん</sup>されているかということで考える<sup>かんが</sup>と説得力<sup>せつとくりょく</sup>が小さい。説得力<sup>せつとくりょく</sup>は行動<sup>こうどう</sup>だと思<sup>おも</sup>う。行政<sup>ぎょうせい</sup>も含めて委員<sup>いいん</sup>がもう一歩行動<sup>いっぽこうどう</sup>に出<sup>で</sup>る、システム構築<sup>こうちく</sup>に向けた取り組み<sup>とく</sup>も大事<sup>だいじ</sup>だが、まずその前に勇気<sup>ゆうき</sup>を持ってもらいたい。3期<sup>き</sup>委員<sup>いいん</sup>にはそういうやり方が分からないのではという印象<sup>いんしょう</sup>を感じた。民団も会議<sup>かいぎ</sup>に期待<sup>きたい</sup>しているし、会議<sup>かいぎ</sup>の内容<sup>ないよう</sup>とともに高<sup>たか</sup>めていくために協力<sup>きょうりょく</sup>を惜<sup>お</sup>しまない。1期<sup>き</sup>2期<sup>き</sup>3期<sup>き</sup>のつながり、それ以外<sup>いがい</sup>でも興味<sup>きょうみ</sup>を持っている方<sup>かた</sup>、学識者<sup>がくしきしゃ</sup>、経験者<sup>けいけんしゃ</sup>と日常交<sup>にちじょうこうりゅう</sup>流<sup>りゅう</sup>をしながら、構想<sup>こうそう</sup>実現<sup>じつげん</sup>方法<sup>ほうほう</sup>を話し合い、次の段階<sup>つぎだんがい</sup>に進<sup>すす</sup>んでいただきたい。

金正和<sup>きむじゅんわ</sup> (第3期<sup>だい</sup>会議委員<sup>かいぎいいん</sup>長<sup>ちやう</sup>) 3期<sup>き</sup>委員<sup>き</sup>と1期<sup>き</sup>2期<sup>き</sup>の先輩<sup>せんぱい</sup>たちとのつながりがあまりなかったことから、今日<sup>きょう</sup>この場<sup>ば</sup>を借りて、つながりのある体制<sup>たいせい</sup>づくり、サポート体制<sup>たいせい</sup>、経験者<sup>けいけんしゃ</sup>の会<sup>かい</sup>、OB会<sup>おーべーかい</sup>と言うか、集まり<sup>あつ</sup>を提案<sup>ていあん</sup>したい。経験<sup>けいけん</sup>した委員<sup>いいん</sup>が任期終<sup>にんきしゅうりゅう</sup>了<sup>りやう</sup>でさよならということではさびしい。ある意味<sup>いみ</sup>財産<sup>ざいさん</sup>であり、積極<sup>せつきよく</sup>的な委員<sup>いいん</sup>とやる気<sup>き</sup>のある職員<sup>しょくいん</sup>、会場<sup>かいじやう</sup>に集<sup>あつ</sup>まれたような方々<sup>かたがた</sup>で構成<sup>こうせい</sup>された会<sup>かい</sup>を組織<sup>そしき</sup>し、みんな<sup>みんな</sup>で考<sup>かんが</sup>え、みんな<sup>みんな</sup>で行動<sup>こうどう</sup>したい。この提案<sup>ていあん</sup>についていかがか？ (拍手<sup>はくしゅりやうしやう</sup>了<sup>ほんじつ</sup> 承<sup>かいさい</sup>) 本日は開催<sup>かいさい</sup>してよかったと思<sup>おも</sup>う。

山脇啓造<sup>やまわきけいぞう</sup> (明治大学<sup>めいじだいがく</sup>学<sup>がく</sup>部<sup>ぶ</sup>教<sup>きやう</sup>授<sup>じゆ</sup>) 第3期<sup>だい</sup>会議<sup>かいぎ</sup>の提言素案<sup>ていげんそあん</sup>の内容<sup>ないよう</sup>はずばらしい。しかし、多文化共<sup>たぶんかきやうせい</sup>生<sup>せい</sup>を進め<sup>すす</sup>る時に重<sup>ときじゅうよう</sup>要<sup>ちいき</sup>な地域<sup>ちいき</sup>づくりやまちづくりの視<sup>してん</sup>点<sup>てん</sup>が、弱<sup>よわ</sup>いのではないかと感じた。神奈川<sup>かながわ</sup>県内<sup>けんない</sup>でもっとと地域<sup>ちいき</sup>レベル<sup>たぶんかきやうせい</sup>で多文化共<sup>たぶんかきやうせい</sup>生<sup>せい</sup>を推<sup>すいしん</sup>進<sup>しん</sup>するために、多文化共<sup>たぶんかきやうせい</sup>生<sup>せい</sup>モデル地区<sup>ちくしてい</sup>の指<sup>しちやうせん</sup>定<sup>てい</sup>や市町村<sup>しちやうせん</sup>レベルでの外国人<sup>がいこくじん</sup>会議<sup>かいぎ</sup>の設<sup>せつ</sup>置<sup>ち</sup>の促<sup>そくしん</sup>進<sup>しん</sup>などを盛り込<sup>こ</sup>んではどうか？ また、国<sup>くに</sup>への提言<sup>ていげん</sup>となる部分<sup>ぶぶん</sup>が細<sup>こま</sup>切れにな<sup>な</sup>っていると感じ<sup>かん</sup>じる。経団連<sup>けいだんれん</sup>や小泉<sup>こいずみ</sup>内閣<sup>ないかく</sup>の規<sup>き</sup>制<sup>せい</sup>改<sup>かい</sup>革<sup>かく</sup>・民間<sup>みんかん</sup>開<sup>かい</sup>放<sup>ほう</sup>会<sup>かい</sup>議<sup>ぎ</sup>でも外国人<sup>がいこくじん</sup>受<sup>う</sup>け入<sup>い</sup>れ問<sup>もん</sup>題<sup>だい</sup>を取<sup>と</sup>り上<sup>あ</sup>げ、社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>的<sup>てき</sup>な関<sup>かん</sup>心<sup>しん</sup>が高<sup>たか</sup>まりつ<sup>つ</sup>つあり、国<sup>くに</sup>の外国<sup>がいこく</sup>人<sup>じん</sup>政<sup>せい</sup>策<sup>さく</sup>の見<sup>み</sup>直<sup>ち</sup>しの動<sup>うご</sup>きがある。長<sup>なが</sup>年<sup>ねん</sup>の外国<sup>がいこく</sup>人<sup>じん</sup>施<sup>し</sup>策<sup>さく</sup>の蓄<sup>ちく</sup>積<sup>せき</sup>を持<sup>も</sup>つ神奈川<sup>かながわ</sup>県<sup>けん</sup>や川崎<sup>かわさき</sup>市<sup>し</sup>はいろいろなノウハウ<sup>ノウハウ</sup>も持<sup>も</sup>っているので、外国<sup>がいこく</sup>人<sup>じん</sup>当<sup>たう</sup>事<sup>じ</sup>者<sup>しや</sup>としてど<sup>ど</sup>んなこと<sup>こと</sup>を訴<sup>うた</sup>えたいのか、国<sup>くに</sup>に対してより包<sup>ほう</sup>括<sup>かつ</sup>的<sup>てき</sup>な提言<sup>ていげん</sup>をま<sup>ま</sup>とめてほしい。

梁福周<sup>やんふくしゅう</sup> (第3期<sup>だい</sup>会議委員<sup>かいぎいいん</sup>) ニューカマーの韓国<sup>かんこく</sup>人<sup>じん</sup>。外国<sup>がいこく</sup>籍<sup>せき</sup>県<sup>けん</sup>民<sup>みん</sup>のため<sup>ため</sup>の総<sup>そう</sup>合<sup>ごう</sup>相<sup>そう</sup>談<sup>だん</sup>窓<sup>まど</sup>口<sup>ぐち</sup>設<sup>せつ</sup>置<sup>ち</sup>を<sup>を</sup>実<sup>じつ</sup>現<sup>げん</sup>したい。楊<sup>やう</sup>筱<sup>しやう</sup>蓉<sup>じやう</sup> (第3期<sup>だい</sup>会議<sup>かいぎ</sup>教<sup>きやう</sup>育<sup>いく</sup>文<sup>ぶん</sup>化<sup>か</sup>部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>副<sup>ふ</sup>部<sup>ぶ</sup>会<sup>かい</sup>長<sup>ちやう</sup>) 中<sup>ちゆう</sup>国<sup>こく</sup>出<sup>しゅつ</sup>身<sup>しん</sup>。3期<sup>き</sup>は新<sup>あたら</sup>しい委員<sup>いいん</sup>が<sup>おお</sup>多<sup>おほ</sup>く、経<sup>けい</sup>験<sup>けん</sup>が<sup>すく</sup>少<sup>すく</sup>なく、最<sup>さい</sup>初<sup>しよ</sup>何<sup>なに</sup>を<sup>を</sup>する<sup>する</sup>にも時<sup>じかん</sup>間<sup>かん</sup>が<sup>か</sup>か<sup>か</sup>った。先<sup>せん</sup>輩<sup>ぱい</sup>た<sup>た</sup>ち<sup>ち</sup>の助<sup>じゆ</sup>言<sup>げん</sup>が<sup>か</sup>あ<sup>あ</sup>れば<sup>れば</sup>あ<sup>あ</sup>り<sup>り</sup>が<sup>が</sup>た<sup>た</sup>か<sup>か</sup>った。経<sup>けい</sup>験<sup>けん</sup>者<sup>しゃ</sup>の会<sup>かい</sup>が<sup>か</sup>で<sup>で</sup>き<sup>き</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>で、われわれ<sup>われわれ</sup>が直<sup>ちやく</sup>面<sup>めん</sup>したよ<sup>よ</sup>うな苦<sup>く</sup>勞<sup>らう</sup>は<sup>ち</sup>小<sup>ち</sup>さ<sup>さ</sup>く<sup>く</sup>な<sup>な</sup>る<sup>る</sup>と思<sup>おも</sup>う。

チュン ティ トウイ チャン (第2期<sup>だい</sup>会議委員<sup>かいぎいいん</sup>) 難<sup>なん</sup>民<sup>みん</sup>として12歳<sup>さい</sup>で日<sup>に</sup>本<sup>ぽん</sup>に<sup>に</sup>入<sup>にゅう</sup>国<sup>こく</sup>。外国<sup>がいこく</sup>人<sup>じん</sup>はいろいろな事情<sup>じじやう</sup>で日<sup>に</sup>本<sup>ぽん</sup>に<sup>に</sup>来<sup>き</sup>てお<sup>お</sup>り、いろいろな問<sup>もん</sup>題<sup>だい</sup>に直<sup>ちやく</sup>面<sup>めん</sup>して<sup>して</sup>いるが一<sup>いっ</sup>生<sup>しやう</sup>懸<sup>けん</sup>命<sup>めい</sup>が<sup>が</sup>ん<sup>ん</sup>ば<sup>ば</sup>っ<sup>つ</sup>て<sup>て</sup>いる。一<sup>ひとり</sup>人<sup>にん</sup>間<sup>げん</sup>とし<sup>して</sup>て、友<sup>とも</sup>達<sup>だち</sup>とし<sup>して</sup>つ<sup>つ</sup>き<sup>あ</sup>っ<sup>つ</sup>て<sup>て</sup>い<sup>い</sup>た<sup>た</sup>だ<sup>だ</sup>く<sup>く</sup>の<sup>の</sup>が私<sup>わたし</sup>た<sup>た</sup>ち<sup>ち</sup>の願<sup>ねが</sup>い。

エリザベス やえこ 高原 アギラル(第3期会議委員) ぜひ会議を傍聴にきてほしい。日本在住13年。  
日系3世。いろいろな経験をしている委員が意見を出せる場として会議を評価。県が会議を今後とも継続することを希望。

## 【まとめ】

金正和(第3期会議委員長)

本日の意見を大きくまとめると次の4点かと思う。

- 1 外国籍県民かながわ会議は大きな可能性を持っているということが皆さんの議論で明確になった。
- 1 課題は提言の具体化。提言を作ったところで、紙に書いた何とかではなく、具体的に何かを作り上げることが重要であるということ。
- 1 意欲のある人を募って仲間を増やし、戦略的に取り組むべき。やる気の人が集まらないと何も始まらないので、会場の方々もともに経験者の会という形でやっていきたい。ぜひ協力願いたい。
- 1 外国籍県民のための総合相談窓口の設置の提言実現をまず目指すということ。人と人は対話であり、1期のすまいのサポートであったり、医療通訳であったり、制度を変えるというより、人と人とのつながりを重視して、3期委員が力を合わせて実現していきたい。

本日は長時間にわたりご臨席いただきまことにありがとうございました。今後ともよろしく願い申し上げます。

外国籍県民フォーラムは、2004年5月15、16日に地球市民かながわプラザで開催された「あーすフェスタかながわ2004」の企画の一つとして、外国籍県民かながわ会議の第1期、第2期及び第3期の委員などの有志により開催されたものです。

が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ せ っ ち よ う こ う

# 外国籍県民かながわ会議設置要綱

せ っ ち も く て き

## (設置目的)

だ い じ ょ う が い こ く せ き け ん み ん け ん せ い さ ん か す い し ん が い こ く せ き け ん み ん み ず か か ん し ょ も ん だ い け ん と う

第1条 外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する

ば か く ほ い ち い き し ゃ か い さ ん か く す す も く て き

場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的と

が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ い か が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ せ っ ち

して、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）を設置する。

し ょ し ょ う じ む

## (所掌事務)

だ い じ ょ う が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ が い こ く せ き け ん み ん た ち ば つ ぎ か か じ こ う き ょ う

第2条 外国籍県民会議は、外国籍県民としての立場から、次に掲げる事項について協

ぎ お こ な ち じ て い げ ん お こ な が い こ く か ん じ こ う き ょ う ぎ お よ て い

議を行い、知事に提言を行うものとする。ただし、外国に関する事項は、協議及び提

げ ん た い し ょ う

言の対象としない。

- が い こ く せ き け ん み ん か か し さ く か ん
- (1) 外国籍県民に係る施策に関すること。
- が い こ く せ き け ん み ん し て ん い ち い き か ん
- (2) 外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関すること。
- た ぜ ん じ ょ う も く て き た つ せ い ひ つ よ う み と め じ こ う
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

こ う せ い と う

## (構成等)

だ い じ ょ う が い こ く せ き け ん み ん か い ぎ つ ぎ が い と う も の な か ち じ い し ょ く い い ん

第3条 外国籍県民会議は、次のいずれにも該当する者の中から、知事が委嘱する委員

に ん い ない こ う せ い

20人以内で構成する。

- ね ん れ い ま ん さ い い じ ょ う も の
- (1) 年齢満18歳以上である者。
- が い こ く じ ん と う ろ く ほう し ょ う わ ね ん ほう り つ だ い ご う き て い が い こ く じ ん と う ろ く
- (2) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により外国人登録をしている
- も の か な が わ け ん ない ひ つ づ ね ん い じ ょ う じ ゅ う し ょ ゆ う も の ま た か な が わ け ん ない ひ つ づ
- 者で、神奈川県内に引き続き1年以上住所を有している者又は神奈川県内に引き続
- ね ん い じ ょ う き ん む も ざ い が く も の な ん み ん に ほ ん こ く せ き し ゅ と く
- き1年以上勤務若しくは在学している者。ただし、難民については、日本国籍取得
- し ゃ ふ く
- 者を含むものとする。

- に ん き ち ゅ う か な が わ け ん ない ざ い じ ゅ う ま た ざ い き ん も ざ い が く み こ も の
- (3) 任期中の神奈川県内在住又は在勤若しくは在学が見込まれている者。

- い い ん に ん き ね ん ほ け つ い い ん に ん き ぜ ん に ん し ゃ ざ い に ん き か ん
- 2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- い い ん き か ぎ さ い に ん
- 3 委員は、1期に限り再任されることができる。

い いん こうぼ せんにん ほうほう べつ さだ  
4 委員は、公募により選任することとし、その方法は別に定める。

いいんちょうおよ ふくいんちょう  
(委員長及び副委員長)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ いいんちょうおよ ふくいんちょう お い いん ご せん さだ  
第4条 外国籍県民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

いいんちょう がいこくせきけんみんかいぎ だいひょう かいむ そうり  
2 委員長は、外国籍県民会議を代表し、会務を総理する。

ふくいんちょう いいんちょう ほ さ いいんちょう じ こ また いいんちょう か  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき  
しよくむ だいり  
は、その職務を代理する。

うんえいとう  
(運営等)

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ いいんちょう しょうしゅう  
第5条 外国籍県民会議は、委員長が招集する。

がいこくせきけんみんかいぎ い いん じ しゆてき うんえい おこな  
2 外国籍県民会議は、委員の自主的な運営により、行われるものとする。

がいこくせきけんみんかいぎ げんそく こうかい がいこくせきけんみんかいぎ けつてい  
3 外国籍県民会議は、原則として公開とする。ただし、外国籍県民会議の決定により  
かいぎ ぜんぶ また いちぶ ひ こうかい  
、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

いいんちょう ねんかん にんきちゅう きょうぎ ち じ ほうこくおよ ていげん おこな  
4 委員長は、2年間の任期中の協議をまとめて、知事に報告及び提言を行う。

い いん せきむ  
(委員の責務)

だい じょう い いん か な がわけんない ざいじゅうまた ざいきんも ざいがく がいこくせきけんみん  
第6条 委員は、神奈川県内に在住又は在勤若しくは在学するすべての外国籍県民のた  
しよくむ すいこう  
めに職務を遂行する。

い いん とくてい くに みんぞく り えき だいひょう  
2 委員は、特定の国や民族の利益を代表するものではない。

い いん しよくむじょうし え ひ みつ も しよく しりぞ あと どうよう  
3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

すいしんたいせい  
(推進体制)

だい じょう ち じ だい じょうだい こう き てい ほうこくおよ ていげん う こうひょう  
第7条 知事は、第5条第4項の規定による報告及び提言を受けたときは、これを公表  
する。

ち じ およ た しっこうき かん がいこくせきけんみんかいぎ うんえい かん きょうりよく つと  
2 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営に関し協力するよう努めると  
がいこくせきけんみんかいぎ ほうこくおよ ていげん かぎ そんちょう  
ともに、外国籍県民会議の報告及び提言をできる限り尊重する。

がいこくせきけんみんかいぎ きょうぎ ひつよう みと かんけいしゃ しりょう ていしゅつ  
3 外国籍県民会議は、その協議のために必要と認めるときは、関係者に資料の提出を  
もと また かんけいしゃ しゅっせき もと せつめいも い けん き ち じ およ  
求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。知事及  
た しっこうき かん か のう かぎ がいこくせきけんみんかいぎ ようせい たいおう  
びその他の執行機関は可能な限り、外国籍県民会議の要請に対応するものとする。

ち じ およ た しっこうき かん がいこくせきけんみんかいぎ うんえいなら ほうこくおよ ていげん し  
4 知事及びその他の執行機関は、外国籍県民会議の運営並びにその報告及び提言の施  
さくか しちょうそん きょうりよく もと れんけい つと  
策化について、市町村に協力を求め、その連携に努めるものとする。

しよむ  
( 庶務 )

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ しよむ けんみんぶ こくさいか しより  
第 8 条 外国籍県民会議の庶務は、県民部国際課において処理する。

ほ そく  
( 補則 )

だい じょう ようこう さだ がいこくせきけんみんかいぎ うんえい ひつよう じ こう べつ  
第 9 条 この要綱に定めるもののほか、外国籍県民会議の運営について必要な事項は別  
さだ  
に定める。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち し こう  
この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

ふ そく  
附 則

ようこう へいせい ねん がつついたち し こう  
この要綱は、平成 1 1 年 6 月 1 日から施行する。



# 外国籍県民かながわ会議運営要領

し ゅ し

## (趣旨)

第1条 この要領は、外国籍県民かながわ会議設置要綱第9条の規定に基づき、外国籍県民かながわ会議（以下「外国籍県民会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

か い さ い と う

## (開催等)

第2条 外国籍県民会議の開催回数は、1年に8回程度とする。

2 外国籍県民会議の開会、閉会、休憩等は、委員長が宣言する。

し よ う げ ん ご

## (使用言語)

第3条 外国籍県民会議は日本語を用いる。ただし、委員は通訳1人を同行することができる。

ぼ う ち ょ う

## (傍聴)

第4条 外国籍県民会議を傍聴しようとする者は、外国籍県民会議当日に、住所及び氏名を傍聴者名簿に記入するものとする。

2 傍聴人が外国籍県民会議を妨害するときは、委員長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

ぶ かい

## (部会)

第5条 外国籍県民会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が外国籍県民会議に諮って設置する。

3 部長は、当該部会に属する委員の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を委員長に報告する。

けんない とう れんけい  
( 県内 N G O 等との連携 )

だい じょう がいこくせきけんみんかいぎ うんえい ひつよう おう いっぱん けんみんおよ い いんい がい  
第 6 条 外国籍県民会議の運営にあたっては、必要に応じて一般の県民及び委員以外の  
がいこくせきけんみん さんか こうちょうかい かいさい はばひろ い けん しゅうやく つと  
外国籍県民が参加する公聴会を開催して、幅広い意見の集約に努める。

がいこくせきけんみんかいぎ うんえい べつ さだ こくさいきょうりょくかいぎ  
2 外国籍県民会議の運営にあたっては、別に定める N G O かながわ国際協力会議、か  
こくさいせいさくすいしんこんわかいとう きょうりょく れんけい はか  
ながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

かいしょく もうしで  
( 解嘱の申出 )

だい じょう いいんちよう い いん つぎ かくごう がいとう ち じ い いん かいしょく  
第 7 条 委員長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、知事に委員の解嘱を  
もう で  
申し出ることができる。

- じ こ つ ごう じしょく い し ひょうめい  
(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。
- しんしん こしょう た じ ゆう しょくむ すいこう た みと  
(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- てんきよ てんきんとう がいこくせきけんみん かいぎ せっち ようこうだい じょうだい こうだい ごう よう  
(3) 転居、転勤等により、外国籍県民かながわ会議設置要綱第 3 条第 1 項第 2 号の要  
けん がいとう  
件に該当しなくなったとき。
- しょくむじょう ぎ む い はん  
(4) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで  
( 補充の申出 )

だい じょう い いん けつていん しょう ばあい いいんちよう がいこくせきけんみんかいぎ はか ほじゅう ち じ  
第 8 条 委員に欠員が生じた場合、委員長は外国籍県民会議に諮って、その補充を知事  
もう で  
に申し出ることができる。

い にん  
( 委任 )

だい じょう ようりょう さだ ひつよう じ こう いいんちよう がいこくせきけんみんかいぎ はか  
第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って  
さだ  
定める。

ふ そく  
附 則

ようりょう へいせい ねん がつ にち し こう  
1 この要領は、平成 1 0 年 1 1 月 2 1 日から施行する。

へいせい      ねんど      がいこくせきけんみんかいぎ      かいさい      だい      じょうだい      こうちゅう      かいていど  
2 平成10年度の外国籍県民会議の開催については、第2条第1項中「8回程度」と  
かいていど  
あるのは、「4回程度」とする。

## 8

いいんめいぼ  
委員名簿

氏名		ざいじゅう ざいきんち 在 住・在 勤地	せいべつ 性別	こくせき 国 籍	びこう 備 考
しゃ かい せい 生 かつ 活 ぶ 部 かい 会	かわせ よしみ 川瀬 スージー 良美	きよかわむらざいじゅう 清川村在 住	じょせい 女性	ブラジル	
	きむ じよんふあ 金 正和	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	だんせい 男性	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	いいんちょう 委員長
	さわい りつ 沢井 律	やまとしざいじゅう 大和市在 住	だんせい 男性	カンボジア	
	シム コン モー	ふじさわしざいじゅう 藤沢市在 住	だんせい 男性	マレーシア	2003.5～
	トン ティ キム ジャオ	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	じょせい 女性	ベトナム	
	にい テリー	ふじさわしざいじゅう 藤沢市在 住	じょせい 女性	べい こ く 米 国	ふくいんちょう 副委員長
	モハammad アンワル	かわさきざいじゅう 川崎市在 住	だんせい 男性	パキスタン	ふくいんちょう 副委員長
	やん ふくしゅう 梁 福周	さがみはらしざいじゅう 相模原市在 住	だんせい 男性	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	
	リチャード ブレイ	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	だんせい 男性	えい こ く 英 国	
りゅう ぎよくきん 劉 玉鈞	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	だんせい 男性	ちゅう こ く 中 国	ぶかいちょう 部会長	
きょう 教 いく 育 ぶん 文 か 化 ぶ 部 かい 会	あらい 荒井 アオイ	さがみはらしざいじゅう 相模原市在 住	じょせい 女性	タ イ	ふくぶかいちょう 副部会長
	アンナ ハチエ サトウ デ モラエス エ シルバ	ふじさわしざいじゅう 藤沢市在 住	じょせい 女性	ブラジル	
	エリザベス やえこ たけはら 高原 アギラル	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	じょせい 女性	ペ ル -	
	しが 志賀 ギゼリンデ	かまくらしざいじゅう 鎌倉市在 住	じょせい 女性	ド イ ツ	
	ジャファルザデ エスファハニ エラヘ	あやせしざいじゅう 綾瀬市在 住	じょせい 女性	イ ラ ン	
	ちゃん じよんいる 張 正一	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	だんせい 男性	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	
	ちょう すゆん 曹 壽隆	かわさきざいじゅう 川崎市在 住	だんせい 男性	かんこく ちょうせん 韓国・朝鮮	ぶかいちょう 部会長
	ちょう りんけん 趙 琳娟	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	じょせい 女性	ちゅう こ く 中 国	
	よう しょうよう 楊 筱蓉	よこはましざいじゅう 横浜市在 住	じょせい 女性	ちゅう こ く 中 国	ふくぶかいちょう 副部会長
りん はいふ 林 海福	はだのしざいじゅう 秦野市在 住	じょせい 女性	ちゅう こ く 中 国		

じにん  
辞任

シュレスタ ラム クリシュナ

さがみはらしざいじゅう  
相模原市在 住だんせい  
男性

ネ パ ー ル

2003.4辞任  
じにんにほんこくせき しゆとく なんみん きゆうこくせき きさい  
日本国籍を取得した難民は旧国籍を記載

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ だい き さいしゅうほうこく  
外国籍県民かながわ会議（第3期）最終報告

こころ あい かながわ  
心から愛せる神奈川をめざして

へいせい ねん がつ  
2004（平成16）年10月

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ じむきょく かながわけんけんみんぶ こくさいか  
～外国籍県民かながわ会議事務局：神奈川県県民部国際課～  
かながわけん よこはまし なかく にほん おどおり  
〒231 - 8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

でんわ  
電話：045 - 210 - 3748

FAX：045 - 212 - 2753

E-mail：kokusai@pref.kanagawa.jp

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/seisaku.htm>